

教育厚生委員会会議録

日時 平成19年12月14日(金) 開会時間 午前10時 5分
閉会時間 午後 4時44分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 石井 脩徳
委員 臼井 成夫 大沢 軍治 望月 清賢 樋口 雄一
進藤 純世 中込 博文 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 輿石 順一 教育長 ・瀬 孝嘉 教育次長 佐藤 安紀
理事 樽林 信昭 次長(総務課長事務取扱) 広瀬 猛
福利給与課長 飯窪 巧 学校施設課長 都築 敏雄 義務教育課長 杉原 廣
高校教育課長 滝田 武彦 新しい学校づくり推進室長 山本 正彦
社会教育課長 今村 孝男 スポーツ健康課長 今井三千雄
学術文化財課長 竹井 保久 県史編さん室長 飯室 司

福祉保健部長 中澤 正史 福祉保健部理事 横山 祥子
福祉保健部次長 藤原 一治 福祉保健部次長 鶴田 建次 福祉保健部参事 広瀬康男
福祉保健総務課長 広瀬 充 監査指導室長 清水 郁也 長寿社会課長 三枝幹男
国保援護課長 杉田 雄二 児童家庭課長 宮島 茂 障害福祉課長 山本 一
医務課長 福富 茂 衛生薬務課長 水谷 均
健康増進課長 渡邊 洋平

議題 第119号 山梨県学校職員給与条例中改正の件

第127号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

請願 19-8号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めることについて

請願 19-16号 教育予算を拡充し教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて

請願 19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

請願 19-18号 ゆきとどいた教育を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願 19-8号、請願 19-17号は継続審査すべきもの、請願 19-18号は不採択とすべきもの、請願 19-16号は採択すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時5分から午後2時58分まで教育委員会関係(午前11時55分)

から午後1時32分まで休憩をはさんだ)の審査を行い、休憩をはさみ午後3時13分から午後4時44分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

第119号 山梨県学校職員給与条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第127号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願19-16号 教育予算を拡充し教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて

意見 なし
討論 なし
採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

請願19-18号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

小越委員

私はこの請願を採択すべきだと思います。先ほど採択されました請願19-16号、「教育予算を拡充し教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて」と内容的にはほとんど同じとっております。「ゆきとどいた教育を求めることについて」の請願は、議長に4,941名の署名も提出されています。どの子にも均等に教育を受ける権利があり、その状況を整えるのは行政の役割だと思っております。

小学校1、2年生で30人学級が実現しました。保護者や教員からも喜ばれていますし、中学校1年生に少人数学級が導入されることになり、ほんとうに一步前進だと思っております。子供たちに勉強をしてもらいたいと親や先生方はだれもが思っていると思います。すべての学年で、もっとわかるように、もっと丁寧に教えてあげたい、この声にこたえるのが県政だと思ってお

ります。

また、地域の学校は、子供たち、親、また地域住民の象徴的存在でもあります。学校がなくなるのは地域の活性化が後退するものであり、学校は地域と深く結びついています。さらに、障害を持った子供たち、経済的に困難な子供たち、私立へ行った子供たちもみんな教育を受ける権利があります。請願19-16号にもありましたけれども、とりわけ貧困化が進む中で、子供たちの教育環境にも大きな影響を与えています。世代間の貧困化をつくらせない、そのためにもこの4,941名の署名にも込められた思いを受けとめ、この請願は採択すべきだと私は思います。

大沢委員

小越委員からの賛成の意見がありました。本会議でもこの話も出まして、私も今、孫が小学校3年生であります。県の教育委員会でも、小学校1、2年生が現行で県独自の30人学級編成を基本としているということでもありますから、そういうことも踏まえながら、前向きに検討していくということで、一応これは反対をしたいと思います。

討論

なし

採決

起立採決により不採択すべきものと決定した。

所管事項

(第122号議案 山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件について)

小越委員

学校の先生方がぜひ育児短時間勤務をとれるようにしていただきたいと思うんです。お子さんが学校に上がるまでということで、普通の保護者でも、子供の具合が悪かったり、PTAの用事があったり、授業参観があったりすると出なければいけないけれども、学校の先生方は、クラスを持って担任をしている先生が、その場を抜けるというのは大変なご努力だと思うんです。それに当たっての代替というか、それに充てる人材は検討されているのでしょうか。

杉原義務教育課長

これまでにも、先生方の具合が悪くなって休まれたりする場合に、代替という形で先生を補充するというシステムをとっております。この場合、先生がご指摘のように、時間単位の場合についても、例えば親と子の相談員であるとか、いろいろな形で学校に短時間の先生、OBとかが入っております。そうした意味で、人材確保については大きな問題ではありませんけれども、努力していけば解決できる問題であると思っております。

小越委員

ぜひとりやすいようにしていただきたいと思います。先生方は子供たちのことも考えていると思うんですけれども、そうしますと、制度があってもなかなか使えない制度になってしまいますと、絵にかいた餅になってしまいます。それにはバックアップ体制をしっかりと整えていただきたいと思っています。1日当たり4時間とか、週3日となりますと、お子さんの具合とかも含めて結構できるかと思っていますので、ぜひバックアップ体制を整えてもらいたいと思います。要望しておきます。

鈴木委員長 ほかにございませんか。
 以上で、この件に関する質問を打ち切ります。

(県立図書館への図書の寄贈等について)

鈴木委員長 所管事項に対する質問を続けます。
 この際、申し上げます。9月定例会委員会において、大沢委員の図書館についての質問については、新たな図書館についてのものであるとして、所管外といたしました。既存図書館についての質問であるとのことでありますので、ここで質問を許します。

大沢委員 図書館というと、最近は新しい図書館のほうの話になってしまって、私が「図書館」と言ったら、「それは所管外だ」ということで、委員の先生方もそのときには「長い間やっておられるわりにはおかしいな。所管外の質問をするのか。」ととられてしまって、私のほうも質問が中断してしまったということで、改めて質問をさせていただきたいんです。
 図書館と言えば、現在の図書館のことであって、図書館の管理とか、図書館のことに対しては教育委員会の管轄ということを確認します。

今村社会教育課長 9月の定例会教育厚生委員会時にご真意を理解しないまま対応をいたして、大変失礼いたしました。今のご質問ですけれども、県立図書館は本社会教育課の所管施設でございます。

大沢委員 当時からお聞きになっている方も多いと思うんですが、それぞれ研究者とか、あるいは学者とか、それから、この間も甲府の古書店の人が持っている書籍をどこかに寄附したい、寄贈したいと。今のままですと、後継者がいなくなる場合には、それは廃棄するか、どうかしてしまうようですよ。もったいないです。
 実は、私の住んでいる甲斐市にも図書館がありますので、旧竜王、敷島、双葉で図書館祭りをやります。年に1回、古い本や廃棄されようとしているものを安く販売しているんですが、私はよくそこへ行っては、欲しいと思っていたものがあって購入したんです。私は歴史書が好きなんですが、そういうものは、今、欲しいと思って出版元へ聞いても、絶版ということで、手に入れることが非常に難しくなってしまったんです。
 たまたま今度は、甲府の古書店の人が、早川町に何千冊かを寄贈しましたよね。ああいうふうの良いもの、研究した書籍を、もし寄贈の申し込みがあれば、今の県立図書館で受け入れ態勢ができていくかどうか、そのことを聞きたいんです。

今村社会教育課長 今のようなご寄贈という場合には、原則、県立図書館が対応しております。図書あるいは資料等の内容、あるいは時代性等を勘案させていただきまして、資料等によりましては図書館、県立文学館、あるいは博物館等へも受け入れをお願いすることもございます。

大沢委員 先ほど言いましたように、甲府の古書店の人が早川町へ寄附したんですが、県立図書館へは寄贈したいという申し入れはあったのでしょうか。

今村社会教育課長 それは無かったと聞いております。

大沢委員

今後も、寄贈したいという書籍があると思いますが、私が思うに、スペース的に、今の図書館の中で受け入れができるのかなと非常に心配しているんですが、元の教育長が新しい図書館の検討委員になっておりますが、寄贈があった場合に、収納できるようなスペースをとっていただけるようにぜひ提言をしていただきたいと思います。これは要望です。

あわせて、私のところの神社に、石の蓋のついた昔の武田信玄の古文書というものが保管してあった、というものが今でも残っていますが、中身は、当時の明治のときの藤村県令が来て、それを持って行ってしまった、そして、県のほうに保管してあるというふうなことを聞いているんですが、それ以後、研究者が行ったけれどもなかなか見つからない、ということですが、当時の武田信玄にしろ、それ以後のいろいろな方々の文書が、県立図書館かどこかに保管されているのでしょうか。

竹井学術文化財課長

お答えさせていただきます。只今の先生のお話によりますと、多分、明治5年に大小切騒動が発生したときに、時の土肥実匡県令、またその後は藤村紫朗県令になるわけですが、その時代において、県内の集落内にありました古文書類を提出させたという一部言い伝えがございます。その文書がどうなったかという、多分破棄されたのではないかと考えております。

といいますのは、大小切騒動において、山梨県内の税制を安定させるために、各集落などは特権として与えられていたものを文書にあらわして保管していたわけですが、それらの文書が県内の税制の安定のために収集され、多分破棄されたのではないかという言い伝えとありますが、はっきりとはいたしませんけれども、一部そのようなことが言われております。

大沢委員

時代的な背景もあるでしょうけれども破棄されているのではないかとということですが、その後のいろいろな文書は図書館に保管がされているのでしょうか。

今村社会教育課長

古文書等につきましては、元来は県立図書館で保管と供与等をしてまいりました。平成17年に県立博物館が開館いたしましたのを機に協議をいたしまして、棲み分けを行ってまいりました。現在は、江戸時代以前の古文書につきましては、県立博物館に所管をお願いしております。それから、明治以降のものにつきましては、県立図書館で保管し、棲み分けをしております。

大沢委員

それは非常にありがたいことです。先ほど言いましたように、例えば武田家の時代、あるいは鎌倉時代など集めてきたいろいろな時代の文書は、県立図書館には保管はされていないでしょうけれども、県内のいろいろな施設に保管をされている文書を、県立博物館で全部一堂に、寄贈をお願いしてもらうというかそういう形で、県立博物館での利用は考えておられませんか。

竹井学術文化財課長

お答えします。今まで図書館等にありました古文書類、甲州文庫を中心に、平成17年に県立博物館のオープンに合わせて所管替えをしております。

また、県立博物館におきましては、県内の古文書等々につきましては、一般住民の方々からいろいろな相談がございます。例えば平成17年には、古文書の鑑定等も含めまして42件、平成18年には約50件近く、また平成19年は、今まで30件近くの県民からの相談等がございます。古文書を解読できる職員もおりますので、中身を精査しながら、県民からの問い合わせ等

に併せて中身の説明等を行っているところでございます。

今後は定期的に県民相談日等を設ける中で、来年度以降、充実を図ってまいりたいと考えています。

大沢委員

図書館についてはそういうことを質問したかったんです。

引き続き、今言った県立博物館について質問をさせていただきます。文書とかそういうものは、県立博物館へ行けば、古文書が見られるという体制をぜひつくっていただきたい。

同時に、私は県立博物館建設審議のときの教育厚生委員長をやっておりましたのでその経過をよく知っているんですが、その時にこれだけは条件としてのでいただきたいとお願いをしたことがあるんです。それは、山梨県には残念なことですけども、国宝は5つしかない。そのうち2つは建物で、そのあとの3つの楯無鎧であるとか、達磨図であるとか、夏景山水図とかそういうものを1年に1回ぐらいは、ぐるぐる回ってもいいから、とにかく県立博物館へ展示をしなければいけませんよということが入っているんです。特に楯無鎧についてはレプリカが飾ってあるんです。普通に考えて、レプリカがあればいいということよりも、例えば菅田天神社へ行って「実物は県立博物館にあります」ということになると、これは本物が県立博物館にあるということで、県立博物館の価値がグッと上がると思うんです。そういうことを考えると、楯無鎧、夏景山水図、達磨図を、交代でもいいから、1年1回ぐらい、あるいは一定の期間でもいいから展示するようなお考えがありますでしょうか。

竹井学術文化財課長

国宝の絵画、身延山久遠寺の夏景山水図及び向嶽寺の達磨図につきましては東京の博物館にございます。昨年、久遠寺の夏景山水図につきましては、シンボル展ということで、3点を並べまして、県民に観覧していただきました。今後もしできる限り、所有者のご協力を得る中で、そのような対応をしてまいりたいと考えております。

大沢委員

よろしいです。

(新県立図書館について)

樋口委員

2点お伺いしたいと思います。今、図書館のことが出ましたから、関連をまず質問させていただきたいと思います。これから新しい図書館について、教育委員会は所管しないという認識でしょうか。

広瀬次長

先ほどの大沢委員さんのご質問にもございましたように、図書館そのものの所管は教育委員会でございます。ただ、たまたま本年度につきましては、従前の北口のこともありましたので、企画部でそれを含めて検討しているものと承知をしております。いずれ図書館部分については、方針がきちんと出てくれば、教育委員会のほうで所管をするものだろうと、教育委員会としては予想をしております。

樋口委員

今議会で北口のさまざまなことが話題になり、議論になっています。それを置いておいても、図書館の業務ということ言えば、今、次長がおっしゃったようなことになると私も思っています。整備検討委員会の議論の中でも、例えば県に1つ、県立図書館をつくるならどこだという議論があったり、市町村の持っている図書館とのネットワークやさまざまなこともしっかり議

論されていると思います。郡内とか、甲府から遠い方々も、県立図書館を一つつくるなら北口だよ、だけど、自分のところの図書館とのネットワークをしっかりと構築してくれというような意見が、昭和と都留でやった各フォーラムの中で、そういう意見が出ていたような記憶がございます。

加えて、市町村の図書館も所管が市町村教育委員会だと思いますから、そういったところで、これからのことだと思いますけれども、整合性を付けたり、あるいは、今後のことだと思いますけれども図書館の本来業務については、私どもは以前の議論の中でも発言をしてきましたけれども、ぜひ教育委員会が大きくかかわって、その辺についてはしっかりと教育委員会の立場で意見を言っていってほしいと思いますが、その辺はどうでしょう。

広瀬次長

今、委員さんのお話にありました、新県立図書館整備に係る中間報告が1月22日に出されました。その中に、今おっしゃったようなことが書いてあるわけです。先ほどのお話のとおり、検討委員会には直接、教育委員会が委員としては入っておりませんが、すべての検討委員会に、社会教育課あるいは図書館の職員が聞きに行っておりまして、その都度、所管をしている企画課とは教育委員会としての考え方のやりとりはさせていただいております。今後につきましても、先ほど委員さんのご指摘があったようなことを十分踏まえて、教育委員会として対応をする考えでいます。

(少人数学級について)

樋口委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。教育厚生委員会の中で図書館の中身の議論もできないのかと疑問に思いましたので聞きました。

少人数学級について伺います。アクションプランは、公約達成に向けての行動計画という色合いが非常に強いということで、中学1年生に拡大することとは、その中の1つとして高く評価されていると思います。本会議でも何人かから質問がありましたが、現行は「かがやき30プラン」と言っていますけれども、きのうの質問者はその言葉を使いましたけれども、教育委員会で、教育長の答弁その言葉が聞こえてこないですけれども、現行の内容をご説明いただければありがたい。

杉原義務教育課長

現行の少人数学級、30人学級であります、「かがやき30プラン」という名前がついております。これは2クラスで61人いた場合に、3クラスにでき、1クラスで30人を超えた場合には、1クラスのみで、0.5の加配で人をつけて、1.5人で取得するという形になっております。どちらを選ぶかは、学校の施設、教育方針等もありますので、その学校の判断によるとしてあります。

樋口委員

クラスを増やすのと加配するという2つのやり方だと承知していますけれども、本会議でもご答弁がありましたけれども、もう1回確認させてください。今のこのやり方で、来年以降も小学校1、2年生は継続されると理解してよろしいでしょうか。

杉原義務教育課長

小学校1、2年生については現行のかがやきプランがそのまま継続されます。

樋口委員

名称についてもこの名称を使っていくんですか。それとも、そうではないんでしょうか。

杉原義務教育課長 それについては最終的な決定をまだ得ておりません。私は、全体を総括した少人数教育ということになるとは思っておりますが、まだ最終的な結論に至っておりません。

樋口委員 中身についてと今おっしゃったことについても、4月からのことですから、できるだけ早く明らかにしていただきたいと思っております。先日のご答弁で、「中学校1年生は、学級編成についてある程度大きな集団で編成していく考えです」とありましたけれども、この間お聞きしただけでは非常にわかりづらかったんですが、その辺についてもう少し詳しく教えていただきたい。

杉原義務教育課長 これまでも、小学校3年生以上については、大きな集団の中で切磋琢磨することも必要という答弁をさせていただいているところであります。しかしながら、中学校1年生につきましては、ご承知のように、中1ギャップと言われるようないじめ、不登校が、小学校6年生に対して3倍ぐらい増えてしまうという状況がありますので、そこについては少人数の学級編成も有効ではないか、必要ではないかという考えが立つわけです。そうしたら何人ぐらいが適当なのかという話になるとは思いますが、中学生ぐらいになりますと、ある程度、個性もはっきりしてきますし、人格的も出てきます。そうした中で、お互いの切磋琢磨という意味では、あまりに少人数だと少し問題がある。学習集団とすれば、少なければ少ないほどいいのかもしれませんが、生活集団であったり、子供たちが、ある程度のトラブルを乗り越えていく、そうした中で自己をつくっていく、そうしたことも考えますと、30人ではなくて、今の現行の制度は40人ですから、30人から40人の間、今その辺で適当な人数を模索しているところですが、もう少しで結論が出ると思っております。

樋口委員 普通の学級編成が40人で、少人数学級が30人ということになると、会派の中の雑談で35人学級ということかなと言っていたんです。今、課長のご答弁で少しわかってきましたけれども、いずれにしても、中学校1年生でやると結論づけてから、今、検討を進められていると思っておりますけれども、期待が大きいものですから、あまり変わらないようでは、期待倒れを危惧するところもあるわけでありまして。

人員配置の問題やさまざまな検討課題があると思っておりますけれども、やるんだと大きく示されているわけですから、教育委員会としましても、いろいろな課題を乗り越えていただきまして、先ほども請願の議論がありましたけれども、中学校1年生についてはやるんだという意欲をお示しいただきたいと思っております。質問させていただきました。加えて、4月からですから、できるだけ早く、先ほどの「かがやき30プラン」のようなわかりやすい資料もつくっていただき、県民に、保護者に、学校現場にお示しをいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

杉原義務教育課長 ご指摘のとおりの問題があるかと思っておりますので、できるだけ急いで結論をとりまとめいくように、関係する課とか部署で話し合っていきたいと思っております。以上です。

(県立高校の整備について)

樋口委員 ありがとうございます。期待をしております。

次に、これからの県立高校の整備について伺いたいと思っております。これもきのう議論がありましたけれども、平成8年度策定の山梨県高等学校整備新構

想に基づいて、21世紀初頭の本県高校の整備を進めていると承知しておりますけれども、きのうのご答弁のように、峡東と峡西南の、あと2地域の総合学科高校の設置が最優先と理解をしてよろしいですか。

山本新しい学校づくり推進室長

整備構想につきましては、9月議会で答弁をさせていただきましたとおり、構想に基づくさまざまな取り組みをしてまいりまして、進捗状況を見ますと、普通高校や専門高校についてはほぼ整備が完了しており、残された課題は、今、委員のご指摘のとおり、峡東、峡西ブロックの総合学科の設置ということで、構想としては整備の最終段階にあると認識をいたしております。私も長年にわたって取り組んでまいりました、特に峡東ブロックにつきまして、できるだけ速やかに最終的な結論を出すべく、今取り組んでいるところでございますので、その後の課題であると考えております。

樋口委員

ぜひスピードアップして取り組んでいただきたいと思います。他の課題も多いですから、前回の議会のときに、言い方は悪いですが、そちらのほうが進まない理由にも聞こえてきましたものですから、ぜひ進めてほしい。

今おっしゃったように、総合学科が、北杜高校が峡北、甲府城西高校が峡中で、富士北稜高校が富士北麓東部という形で、先程のあと2つが未設置であります。前回からスタートした新しい入試制度にも非常に影響してきて、その地域の方々が取り残されてしまう、遠くに通わなければならないということになりますから、きのうの議論は議論として、ぜひ早く進めてほしいと思います。魅力や特色づくりをする高校が、近くにないということは、ある意味で、きのうの議論とは逆の意味で、そこに住む子供たち、保護者の皆さんに非常にマイナスでありますから、進めていただきたいと思います。

きのうのお話でありましたけれども、そろそろ課題の解決が見えているわけですから、新しい指針というものが必要だと思います。今までの整備新構想も、かなりの課題を網羅していると思っておりますが、それにしても、今申し上げましたように、その2つ以外の次の課題、例えば定時制、通信制、この間も議論しましたけれども、中央高校の問題とか、耐震化、空調・冷房設備の考え方の整理もこれからしていかなければいけないと思います。そこで、その2校、そしてその後のことだともう一回整理し、理解をしてよろしいですか。

山本新しい学校づくり推進室長

現時点でお答えできますのは、先ほど来申し上げているとおり、長年取り組んできたこの課題を解決させていただきたい。

また、中央高校につきましては、先般、庁内の検討委員会を立ち上げまして、11月15日に第1回目の検討会を開催いたしました。教育委員会として、いつゴーサインが出て対応できるような体制を整えるということで、今、想定されるさまざまな課題を整理、検討しているという状況でございます。そのことと新しい構想につきまして、どのようにリンクさせるかについては、この時点では何とも申し上げる状況にございません。

樋口委員

前にも出ましたが、今の指針である新構想について、定時制や通信制について十分触れられていますから、これまでも課題としても取り組んでいると理解はしておりますけれども、今のお答えはお答えとして受けとめたいと思います。

そこで、議会の中で大きく議論すべきだと思い、今議会で私どもが取り上げた「山梨再生に向けた行動計画(仮称)(素案)」を、お持ちでしたら見ていただきたいのですけれども、113ページの「魅力ある高校づくりの推進」ですけれども、工程表にも、あるいは一番下のコメントにも、2校の設置について、読み方として、全く進める意欲がない書き方と言わざるを得ない。「進めませんよ」と言っているに等しい書き方ですけれども、このことをどう受けとめるかということですから、いかがでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

今、委員ご指摘の行動計画(素案)の工程表の記載ですけれども、確かに、「意見交換会・設置検討」という表現にしております。この理由でありますけれども、高校統合につきまして、峡東地域の統合協議に7年もかけているということからわかりますように、関係者のご理解を得るのに大変労力を要しているということがございます。現在、峡東地域の統合協議が大詰めを迎えておりますけれども、まだ最終的な合意に至っておりませんので、行動計画(素案)の記載に当たっては、具体的な時期まで明示することは適切ではないと判断しまして、このような表現にとどめたものであります。何度も申し上げておりますように、私どもとすれば、新構想に残された最重要懸案課題である峡東地域の高校統合に全力を挙げて取り組んでいくという考えに、いささかの違いもございません。

樋口委員

横内県政は10カ月たちましたが、非常にスピード感とやる気を感じる新県政だと私は思っております。教育長がおっしゃられた、あるいは今、最重要課題とのご答弁にあったような見解であるならば、書き方は別としても、行動計画の中で、触れていったほうがよいのではないかと。意見交換会等の開催では、平成8年、あるいはその近辺に戻ったような書き方だと思わざるを得ません。

逆に言いますと、私たちはこれを見て、「やらないのであれば、先に中央高校をやってくれよ」ということを逆に知事に提案したいと思うわけでございます。ただし、昨日の答弁や皆さんの今のお話を聞いていますと、「いや、そうではないんだ。新構想の中で、残された課題の最重要課題として、2校についてやっていくんだ」ということであれば、9月議会、12月議会の中の提言について、横内知事はかなり柔軟に行動計画(素案)の中に取り入れてくれていると私は思っております。

余談ですけれども、富士五湖のコンベンション施設とか、あるいは、パークアンドライドとか、あるいはこの間の本会議の答弁の中でも、盛り込んでいない部分について盛り込んでいくというような答弁もやっていますから、そういうことについても、教育委員会としてしっかりと盛り込ませる、あるいは「知事、やっていきます。」というところをお示しいただかないと、議論と一番の総合計画である行動計画(素案)とのギャップが大きくて、私どももどのようにまとめていけばいいのか、どのような議論をしていけばいいのかということが非常にわかりづらいと思っておりますので、その辺についてはいかがでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

委員のご指摘の対応は十分承知いたしております。重ねて申し上げますけれども、峡東や峡西の統合につきましては、平成16年当時、万を超す反対署名等がございまして、県教育委員会に提出されているという中で、特に峡西南につきましては、その後、峡東を優先している関係で、地域と接触もし

ていない状況の中で、この時点で具体的な時期まで明示するという事は適切でない判断をさせていただいたものでございます。表記につきましては、私どもも内部で大変迷ったわけでございますけれども、最終的にそのような判断をさせていただいたということでございます。

(新たな高校入試制度について)

樋口委員

部局長として、教育委員会もそういう方向を先ほど来、一貫しておっしゃっているわけですから、「意見交換会・設置検討」とか、「意見交換会等の開催」という書き方ではなく、難しい問題ではありますけれども、その辺をご検討いただきたいということと、やはり反対も多いですけれども、もう全県一学区の入試制度が始まっている。それぞれの高校が魅力ある、特色ある高校づくりを必要に迫られて、それぞれやってきているということで、ぜひ今までの方向で進めていただきたいと改めて要望します。

それと、先ほど言いましたように、中央高校のこととか、私たちは私たちの立場でやっぱり知事に政策提言をしていきたいと思っておりますので、それもここで申し上げておきます。

そして、前回からの新しい入試制度ですけれども、今回、定員を4ブロック、160名を減員したということですが、その基本方針のペーパーがあれば、ぜひいただきたいのが1つ。もう一つは、私も保護者、あるいは教育現場の関係者からいろいろ聞いていますけれども、甲府が少し悲鳴を上げている。そういう傾向は出てくるのではないかと聞いて聞きながら、実施されていると思っておりますけれども、甲府地域の高校に入学した甲府以外の子、あるいは甲府から甲府以外へ入学した子供の実数はつかないですか。

山本新しい学校づくり推進室長

この4月に公立高校に入学にした生徒の旧学区別の動向につきましては8月23日に発表しております、教育委員会のホームページにも掲載しております。具体的な数字を申し上げますと、旧甲府学区の生徒のうち、学区内にある9校、具体的に言えば、甲府一高、甲府西高、甲府南高、甲府東高、甲府昭和高、この普通科5校に加えて、甲府工業高、甲府城西高、農林高、甲府商業高を入れた9校の全体で見ますと、134人減少しております。

また、全県一学区の影響を受けますのは普通科高校でありますから、普通科5校ということで絞ってみますと、144人減少しております。高校ごとの内訳で見ますと、甲府東高、甲府南高、甲府一高は減っておりますけれども、一方で、甲府西高とか、昭和高は逆に増えているという状況もございます。全体で134人減っているという状況であります。

逆に、甲府学区の外から甲府の中に入ってきた生徒、これは9校全体では189人増加をしております。普通科5校では、183人とほぼ同数でありますけれども、大体140人前後が減り、外から190人前後が入ってきたと。あとの50人は私学のほうに進まれたと推測ができます。

また、140人前後減ったということですが、それらの生徒については分析をしますと、甲府近辺の例えば白根高、市川高、石和高、山梨高、韮崎高というようなところが増加しておりますので、そちらへ進んだと分析しております。

樋口委員

130～140人が、一昨年までだったら入れたけれども、それが入れなくて外へ出たということですね。これは新しい入試制度になったから、ある程度は想定していた想定内だったのでしょうか。それとも、これでは問題

なのか、室長はどのような認識をお持ちですか。

山本新しい学校づくり推進室長

まず全体的な感想ですけれども、私どもは、当然、全県一学区になった以上、自由に学校を選べるわけですから、これは想定の範囲内であったと考えております。

ただ1点申し上げたいのは、甲府から外に出た人が皆、都落ちという形で受けとめられるのは、私は、県教育委員会としては違うのではないかと。例えば、韮崎高校でサッカーをしたいという場合に、これまでは全県一学区である文理科を受ける方法しかなかった。今回は全県一学区の中で、韮崎高校普通科に行けるわけですし、その後のいろいろな状況を聞いてみましても、それぞれの高校に意識して行って、そこで充実した生活を送っているという生徒は非常に多いと思います。

特に一番申し上げたいのは、ある程度、不本意な方もいると思いますけれども、アンケート調査結果において、75%、4人のうち3人が、今度の入試制度になってよかったと言っているということは、自分の進学した高校に対して、大半は納得した中での進学だろうと、そう言い切っているのかわかりませんが、それでもアンケート調査からはそういうことが言えるのではないかと考えております。

樋口委員

わかりました。先ほど言った定員の問題のペーパーと今の数字をまた後でいただくということで。また、今度は新しくなって2度目の入試制度ですから、いろいろな課題、あるいは逆に期待も出てくると思いますから、継続してまた議論したいと思います。

最後に、先ほどの問題ですけれども、行動計画(素案)に、いろいろな面で選挙公約に盛り込んでいない部分で落ちている部分があると思いますから、私たちもこれからつけ足しを知事に求めていくんです。そういった意味で、昨日のご答弁や、あるいは今までの新構想に沿った整備が、あと少しで課題を整理する段階になってきていますから、そういうことだから、昨日、新しい整備構想もというような答弁があったと思います。それをきちんと、あと2つ、定時制、通信制、あるいは魅力ある学校づくりということ、どうなるかわかりませんが、載せていただくようなことを、知事部局と申しますか、横内県政に教育委員会として求めていただくことを、私たちは私たちですけれども、していただきたいと思っておりますけれども、その辺のご見解だけ伺いたいと思います。

廣瀬教育長

ただいまのご意見でございますが、私ども教育委員会としての考え方は、常々、知事部局と連携をとりながらお話をしておりますし、知事さんにもお話をしながら、こういうふうにしていきたいんだという思いをお話ししております。そういうことで、幾つか課題があるわけですが、そういう課題をできるだけ早く片づけていくように努力をしていきたいと思っております。

樋口委員

ありがとうございました。

(小中学校の道徳教育について)

中込委員

私は、小中学校の道徳教育について、ご質問等させていただきたいと思っております。前職が老人ホームの園長でしたが、そこにボランティアで子供さんたちが来たときの目の輝きが、我々の子供のときと違うなというのを感じました。CATVで合唱祭を見ていましたら、歌っているんですが、目の輝きが

ないということで、これは社会の問題であると思うんですが、小中学校であれば、道徳教育とか、心の教育が大事と、こういうふうに思っていたところでもあります。昨日は鈴木教育厚生委員長も道徳教育の質問をされ、その答弁をいただきまして、施策について、教育委員会の皆さんがほんとうに一生懸命やっておられるということを感じて、ご苦労されているということを感じたところでもあります。

私も前々職のときには、職員のモチベーションをどうして上げたらいいかということで教育の分野に携わったものです。そのとき、道徳教育とか心の教育はほんとうに難しいなということを実感している1人として、皆さんのご苦労もよくわかる場所でもあります。昨日は鈴木委員長に対して答えて、いろいろな施策をやっておられるということですが、一番の問題は実践だと思うんです。いろいろな施策があるんですが、心の教育の一番の問題は、実践の場とっております。現在、道徳教育をやっていく上で、実践の場において、どのような成果が得られたのか、あるいはどのような問題があるのかということ、大まかでいいのですが、そのご認識を教えてくださいということ、をまず質問いたします。

杉原義務教育課長 学校教育全体が実践の場であり、教育の場であるということですが、その中でも道徳の授業は週に1時間、どの学校にも位置づけられております。その中で、学校の中のいろいろな実践であるとか、いろいろな教科を通じて教わることを道徳教育につなげたり、深めたりというようなことを道徳の授業でやっております。

そして、さらに道徳の授業で深めたものを今度はどうやって実践の場に生かすか、それをまた学校生活の中で活かすというのが基本になるわけですが、地域に帰って、例えば地域の空き缶拾いとか、清掃活動とか、ボランティア活動とか、そうしたものに子どもたちが積極的に参加しております。

かつての子供たちに比べますと、ボランティア活動に参加する子供たちも増えております。私の体験で言いますと、日曜日に学校に行ったときに、子供が校庭にきたので「どこへ行ってきたのか」と私が聞きましたら、「今、老人福祉センターに行ってきた」と、そういうことを子供たちが言っておりますし、石和では、スコレーで福祉まつりみたいなものがある。そうしたところへも子供たちが行っているということも聞いておりますし、子供たちの中にそうした意識というのは確実に芽生えてきていると思います。それも地域の方々为学校にかかわってきて、そうした中で子供たちにも、地域の中で自分のできるところはやっていこうという意識が芽生えていると思っております。

中込委員

今の課長のご答弁から、徐々に芽生えているということで、ぜひそれを進めていただきたいと思うんですが、私が思ったのは、心の教育は、現場において問題が起こったときが絶好のチャンスなんです。いろいろな問題が起こったとき、そのときこそが、子供たちに、あるいは教える側も自分が学ぶ絶好のチャンスであるから、こういうときこそ敢然と立ち向かって、それを成功に導いたものを普及していく、あるいは周りの子供たちを感化していく。これが心の感化だと思いますから、現場を重視する施策を大事にもらって、今、私が言ったように、どんどん成果を増やしていただきたいと思うんです。

もう一つ感じたことは、知育にしても、体育にしても教育すべてはそうでしょうけれども、特に徳育は、知識よりも感化力だと思うんです。その感化力を先生方はいっぱい持っている。この間、学校へ道徳教育を見に行かせて

いただいたんですけども、先天的に感化力を持った先生もいるでしょうし、だんだん経験を重ねながら、力をつけた先生もいると思うんですが、若い先生の中には持っていない方もいるだろうと思うんです。そういう先生方が、子供たちを心の教育で感化していくことはなかなか難しいと思うんですが、こういう先生方に対する指導とか、あるいは無理なところがあれば、例えば部外の感化力を持った人を登用するとか、この辺の現場の指導者に対する対策はどうしているのか教えていただければと思います。

杉原義務教育課長 道徳については、小中学校の場合は、教師と子供たちの人間的なふれあい、人間的な関係の中で伝えていく、教えていくことが特に重要だと思っております。特に道徳についてはそうした面があるものですから、日ごろの子供たちと担任との関係、それは道徳の授業ばかりでなくて、いろいろな教科、学級指導、そうした中で子供たちとの人間的なつながりを深めるように、さまざまな研修をしております。

教師の研修というのはまず、日常の学校現場での研修が一番大事になると思います。場面、場面でどのような指導をしていけば、子供たちの心を理解してつながっていただけるのか。そうした研修をまず基本にやりますが、その上で、道徳の指導とか、内容についても研修を深めています。

といいますのは、社会がどんどん大きく変わり、子供たちもその中でどんどん変わる。1年前にやった指導、内容、方法が、もう子供たちとうまくつながっていけない、子供たちを感化できない。そうしたことがありますので、絶えず研究をしていかなければならないので、年配であろうと、若手であろうと、そうした研修はやっていかなければならないと思っております。

また、足りない部分については、外部の講師ということですが、例えば、運動としてトイレの掃除をやっている方を授業に招いてお話していただいたり、妊娠中の方に、今、自分の中で生命が育つというのはどういうことなのかということをお話していただいたり、そうしたことをやって、教師の手の及ばないところ、子供たちを感化させたいものについては、地域の方とか、専門の方を招いて、道徳の授業をやるような指導の工夫をしております。

中込委員 NHKで「課外授業」というのがありまして、私はそれを見ていまして、感化力というのは、昔のような権威ではなく、その人の秀でた能力、みんなが認める能力を持ってやると、みんなが認めていくという時代になってきていると。見ていると、能力を持っているということと、感化力を持っている。この2つで教育をしていただきたいと思っております。

あともう1点ですが、産経新聞の「正論」に出ていましたけれども、本来のしつけとかは3歳とか8歳ぐらいまでに決まると、この間、資料をいただきましたんですが、そこが大事で、社会を挙げて、先生方と一緒にやっていくように進んでおるんですが、昨日のご答弁の「つばさ」を読ませていただくと問題は、これに関心を持っているご家族は問題ないんです。私はいつも思うんですが、関心のないご家族や子供、ここに問題があると思うんです。ですから、ここでやらない、今、民主主義の世の中で言いたいことを言う、ここが問題だと思うんです。

私はいろいろな外国を歩いたときに、子供たちがもっと悲惨な状況であっても輝いている。日本はこんなすばらしいということを何で認識しないか。これは今回の選挙もそうでしょうけれども、PRが大事だと思うんですが、PRというのは、関心を持っている人に対するPRは何の意味もない。費用対効果で、やらないほうがいい。関心を持たない、問題児と思われる人に対するPR、これは難しいですね。

そして、今、マスコミとかが、いじめだとかそういうのを大きくとらえるけれども、これはごく一部なんです。もっと道徳教育でこういうすばらしい子をつくったというのがいっぱいあるはずなんです。これを、県として積極的にマスコミにPRして、県民にPRすべきです。PRの手段は、「つばさ」とかはあまり効果がないと。テレビとか新聞とかそういうところに対して、いいこと、どこの学校でこういうすばらしい成果、こんなプラスの面をやっていて、我々日本の教育、山梨の教育はすばらしいんだということのPRの努力をすべきと考えているんです。またはこういう施策を打っていただきたいと思うんですが、ご意見はいかがでしょうか。

杉原義務教育課長 全くご指摘のところを、これから私たちはやっていかなければいけないと思ったところです。今までやっていることの中では、例えば、道徳の中で手づくり教材をやっている学校がありましたら、あるマスコミが「ぜひそこへ取材に行きたい」という話をいただきました。私たちもPRは、議員のご意見をいただいて、ますますやっていきたいと思っております。

また、関心を寄せない保護者をどうするかということは非常に大きな悩みの種ですけれども、幼稚園、保育園、小学校の段階でのつながりを、子供を中心に据えた意味でもですが、周りを取り巻く保護者をどうやって学校教育へつなげていくかも大事だと思っています。道徳教育も、道徳の時間の授業参観も、ただ見ているだけではなくて、実際に保護者にも授業の中に入って、先生たちと一緒に教育してもらおうと。参観ではなく、参加へ、そういう取り組みもしているところです。

中込委員 ありがとうございます。問題はあって当たり前で、その問題をチャンスに変えるという積極的な中で、校長先生以下みんなで取り組んでいただきたい。私は前職で事故が起こったとき、この男の心をつかむ絶好のチャンスと思って、それに取り組んでいった経験があります。その結果は波及して、組織全般に、子供たちへという経験があります。物事は常にプラスで対処すべきだと思いますし、PRもただ単にやるんでなくて、クレーマーというのは問題の情報でクレーマーが出てくるんです。いい情報が出るとクレーマーはいいことを言うと思うんです。ですから、クレーマーに左右されないように、プラスのPRをしながらよろしくお願ひしたい。

(栄養教諭について)

望月委員 栄養教諭の件についてお伺いしたいと思います。これは前にもいろいろ議論されたと思うんですけれども、学校教育法の一部が改正されて、平成17年度から施行ということですが、本県におきましても、平成19年度には5名の採用ということですが、まず、栄養教諭の重要性についてどのように考えているのか。法令によりますと、「栄養教諭を置くことができる」ということになっているんですけれども、栄養教諭について、まずどのようなお考えを持っているかをお聞きします。

今井スポーツ健康課長

先生のお話にありましたように、今年度、5名の栄養教諭を採用いたしました。栄養教諭につきましては、子供たちの食の乱れが進んでおりますことから、子供たちの食に関する指導、それから、自分たちで食を選択する能力を身につけさせるために、栄養教諭は必要だと考えております。

望月委員 全国ではもう1,000名という栄養教諭が採用されているということで

ありますけれども、本県で5名ということで、子供の個別指導とか、栄養管理について、または総合的な栄養の管理、担任の先生と連携ということになりますと、とても5名という人数ではその作業ができないのではないかなと思います。

そこで、免許法の認定講習があるんですけども、栄養職員に栄養教諭になっていただくため、講習、また、認定がどのようになっているか教えてください。

今井スポーツ健康課長

栄養教諭の認定につきましては、現在、栄養士の資格を持って学校に勤めている、いわゆる栄養職員を対象に、毎年講習会を実施しております。山梨県においては、ほぼ全員が講習会を終えております。あと、私立の関係で若干残っておりますので、来年度もそういった方を対象に講習会を実施していくこととしております。

望月委員

数字的にはどのくらいですか。

今井スポーツ健康課長

既に105人の方が認定講習会を受講しております。受講しただけでは栄養教諭の資格は取れませんから、本人が栄養教諭の資格認定を申し出なければなりません。現在は、この105人のうち64人の方が申請をして、免許を取得しております。

望月委員

64人ということですがけれども、来年度はどのような採用をしていくのですか。必要性があるということになれば、ある程度、大幅に採用していくというお考えがあるのかどうかお聞きいたします。

今井スポーツ健康課長

19年度で5名採用いたしました。この方々の状況を勘案する中で今年は検証いたしまして、その検証によりまして、今後、採用の方向を考えていきたいと考えております。

望月委員

検証も必要かと思うんですけども、そのもの自体がどうでしょうか。5名でいいのかどうか。私は5名では少ないと思います。先ほども言いましたように、担任の先生との連携とか、総合的な栄養指導とか、こういったことにおきまして、数が少なくて検証どころではないと思います。目標的なものはあるんですか。

今井スポーツ健康課長

いずれにいたしましても、栄養教諭は増やしていかなければならないと考えております。ただ、財政的にも負担がかかりますことから、全体的なバランスの中で、全国的な状況も勘案しながら、今後検討させていただきたいと思っております。

望月委員

子供の食生活は一番の基本です。本会議で、学力の問題の質問をいたしました。世界的に知能の競争です。日本が将来的に安定して生き残っていく一番の基本です。そういう中で、山梨県のこれから時代を担う子供たちの教育の一番の基本が食生活ではないかと感じるんですけども、そこら辺の重要性をどんなふうに認識しているんですか。

今井スポーツ健康課長

確かに子供たちが朝食を抜きで学校へ来ると、1日ボーッとして過ごしてしまうと、朝食の重要性はあらゆる方面から指摘をされており、先生のおっしゃるとおりだと思います。学校で、食育推進につきまして、栄養教諭だけでなく、栄養職員も、チームティーチングとか、非常勤講師等に委嘱する中で、学校全体として関わっておりますので、さらに栄養教諭になればプラスになりますから、先ほど申しましたように、今後増やしていくという方法で検討させていただきたいということでございます。

望月委員

予算の問題もあるということですから、それならばもう少し決定権を持った方々のお考え、栄養教諭を今後どのように増やしていくのかお聞きしたい。

広瀬次長

定数の関係がございますので、私のほうでお答えさせていただきます。繰り返しのような答弁で大変申しわけないのですが、新しく5人の栄養教員を導入しましたので、その成果がどれくらいかということを検証することはやはり必要なことでございます。それをしつつ、先ほどスポーツ健康課長が答弁申し上げましたように、基本的には増やすことが必要であろうという認識を持ってございますので、定数の中でいろいろ検討させていただきたいと考えております。

望月委員

ぜひ増やしてもらいたいと思います。

それから、給与状況ですけれども、教育3表の給料表のようでありますけれども、今議会におきまして、第119号学校職員の給与条例の一部改正の中で増額されておりますが、栄養教諭の給与体制について教えてください。

今井スポーツ健康課長

現在の学校栄養職員、いわゆる栄養士は医療職の適用になります。栄養教諭は学校の先生ということですから、教育職の3表を適用しております。

望月委員

3表は一般の先生とどこか違いがあるんですか。

今井スポーツ健康課長

同じでございます。栄養教諭になれば、同じでございます。

望月委員

一般の教員と同じ給与体系ということによろしいわけですね。

今井スポーツ健康課長

同じでございます。

(中高一貫教育について)

望月委員

わかりました。

それでは引き続きまして、もう一つ中高一貫教育について伺いたいと思います。今、全国的に、公立中学校の中高一貫教育が急激に進展しております。平成11年からそういった制度になったようでありますけれども、全国で257校という数値が出ておりますけれども、山梨県において、中高一貫教育について、どのような過程の中で審議したり、また、議論がされているのか、その辺からお聞きしたいと思います。

山本新しい学校づくり推進室長

中高一貫教育校についてのお尋ねであります。今、委員がご指摘のとおり、本制度は平成11年にスタートいたしました。新構想はその前の平成8年につくったものですから、中高一貫については記載がございません。このために、県教育委員会といたしましては、文部科学省の整備方針を踏まえまして、平成11年から、中高一貫教育研究会議とか、中高一貫教育懇話会とう組織を立ち上げまして、検討してまいりました。

簡単に申し上げますと、当時の議論としては、受験エリート化しないとか、受験競争の低年齢化を招かないという配慮のもとに、定時制高校とか、総合学科高校とか、単なる普通科ではない学校に中高一貫をつくったらどうか、という方針が平成14年の時点で懇話会から出されております。その後、庁内に設置しました検討委員会の中で、定時制ではなくて、もう少し具体的に、甲府周辺の普通科高校も視野に入れるべきではないかとか、また、昨日も教育長の答弁にありましたけれども、県境にある高等学校が生徒の減少によって縮小していく恐れがありますので、そういったところを補完する意味で検討したらどうか、というようなことでいろいろな検討をしておりますけれども、現在のところ、明確な方針は固まっていない状況でございます。

望月委員

中高一貫教育をどのような形の中でとらえているのか。全国的に、生徒や保護者は、大学の進学率がいいか悪いかで選ぶんです。私立の場合はどうしても6年間で500万、600万かかる。しかし、公立の場合は100万ちょっとくらいで済む。こういう形の中でブームになっていると思うんです。全国の状況等もきちんと調査をして、これに取り組んでいるのか。総合学科は大事かもしれませんが、これもやはり選択肢の中に置いていくということが必要だと思うんです。

次長は国から来ていますから、その辺をいろいろと掌握しているのではないかと。中高一貫教育を、何が目的で生徒、保護者は選ぶのか。そして、その必要性をどのように考えているのか、また、それを受験する生徒、保護者に対して、そういう選択肢を与えるのも県教育委員会の仕事ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

佐藤教育次長

総合学科高校も中高一貫高校も、いわば新しいタイプの学校といたしまして、それぞれが特色を持って設置されていくものと思います。本県の中高一貫校につきましては、まだ具体的な結論には至っておりませんが、今、山本室長から話もございましたように、さまざまな方法が考えられると。甲府市内に設置をしていくという考え方もあれば、一方で、県境に設置をするといった、いろいろな考え方が今、あるということでもございました。

中高一貫校は、中学校は設置者が市町村立でございます。また高校は県立でございますので、その市町村立と県立、双方がどういう目的を持って、中高一貫校を新たに設計していくかということになると思いますので、これは県のみの方考え方だけでなく、市町村側のお考えなどもよく聞いていながら、中高一貫校といったものについて考えていくものではないかと、このように認識しております。

望月委員

中高一貫教育の中で、中等教育学校というものもありますよね。それで、併設型の中高一貫、それから、連携型の中高一貫というものがあまして、もっと早く取り組んで、山梨県の地域性を見て、中高一貫教育について一定の方向についてはこうですよと、この辺をきちんとしていただけるような体制の中で取り組んでいただけないと、山梨県に生まれた子供たちは選択肢が

狭い中で教育を受けていると、こういうことですよ。

今、公立学校がゆとり教育といって週休2日で、ゆとりで最低の状況になっていると、こういう実態を見た中で、山梨県は何があるかといったら、豊かな環境とか豊かな緑があると言いながらも、やはり人材を育成することが一番です。そして、我々の責任です。将来の山梨県のために、皆さん方も責任があるんです。その一番のもとです。先ほど話した、体をつくっていく栄養職員の問題もそうですけれども、今度は選択して、優秀な、日本を背負っていく、世界を背負っていくと、そういう人材をこの山梨県からつくっていくのではないかと、こういうものも私は強く感じるわけです。その辺について。

佐藤教育次長

人材育成は、本県の発展の要でございます。先日は産業界に対する人材供給はどのようにあるべきなのかといった検討会議が県において、産業界の方、工業高校、大学の方等々が集まりまして初めての場が開かれたということでございましたが、人材供給をどのようにしていくかということは非常に大切な事柄でございます。今、委員からご指摘のありましたことについても、今後しっかり検討させていただきたい。

望月委員

懇話会もありまして、検討されたというようなことも先ほど話がありましたけれども、もっと具体的に「さすが山梨県だ」という評価ができる形で今後やりたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

(職業教育について)

臼井委員

今、人材云々という話がありましたが、1つだけ聞かせてください。職業教育についてですが、高等専門学校がないのは全国でわずか2、3県ぐらいでしょうか。そういう中で、高校の再編とか、いろいろなことを今、やっておられるはずですが、もしこのまま少子化の推移によって、さらに高等学校の統廃合を進めていかなければいけないというときに、工業系の職業高校の廃校等を強いられるというような場面がなきにしもあらず、相当現実のものに将来はなっていくのかなど。公私比率の問題もございますから。

そういう中で、例えばおととい、本会議の議論の中でも、人材を得られないために、企業が県外に出ていってしまうという議論もありました。一方では少子化だから、言葉は悪いけれども、学校を少なくしていかなければならないという問題も生じてくる。また他方では、職業人、技術者をしっかり養成しなければいけないという中で、今、本県の産業界、あるいは企業立地等を担当している人たちが、いかに本県の人材が不足しているかということに突き当たっているはずで、そんなことで、今、高等専門学校の必要性の議論や検討があられたら教えてください。なければいとおっしゃっていただければ結構です。

佐藤教育次長

先日、技術系人材養成の確保に関する検討会議におきましても、委員のご指摘の話題が出たところでございます。本県には、国立の高等専門学校の設置はございませんが、一方で、今、国立の高等専門学校も生徒数の減少によりまして、統廃合の課題を抱えているという時期におきまして、新たな国立の高等専門学校の誘致は困難が伴うのではないかというお話がございます。

それから、高等専門学校が仮に本県に設置をされたといいたしますと、これはいわば人材供給で、子供の入学、子供たちがどこに就職していくかは、全国区になるということでございます。本県の子供が高等専門学校に入り、外へ出ていってしまうといった課題もまた抱えてしまう。メリット、デメリッ

トを両方抱えるということから、これまで本県においては、あえて高等専門学校を誘致、もしくは設置するといったことにはなっていなかった、そのような背景もございます。

今般の技術系人材養成の確保に関する会議におきましては、当面は本県に職業訓練施設でございます産業技術短期大学校が県立でございますので、この産業技短をより活性化していくということ、それから、教育委員会においては、県立の工業高校を一層活性化していくということで、人材養成を図っていきたいと考えております。

それからまた、先ごろの定員の策定に当たりまして、今後、少子化ということで、160名余りの定員を公立高校については減員させていただきましたが、これは普通科のみとさせていただきます、工業系高校につきましては、今後の産業界の人材供給の観点から、あえて定員減の対象にはしなかったといったこともございます。

臼井委員

今、佐藤次長がおっしゃったような状況であることは私も承知していますから、これ以上議論を進めるつもりはありませんが、承知しておいてほしいのは、今、企業、いわゆる製造業が求めている技術者というのは、3年間の履修ではともかく少ない、さりとて、これは皆様の所管ではないけれども、産業技術短期大学校は、普通高校から行く人もあり、工業高校から行く人もありましようけれども、ともかくキャパシティも少ないし、中には観光ビジネス科とかがあり、すべて工業技術の専門大学校ではありませんから、そういう意味で、山梨県の教育機関を熟知し端的な物の言い方をする人たちは、工業高校と産業技術短期大学校が合体して、高等専門学校をつくってくれたらありがたいという話があるんです。承知しておいてください。

(休 憩)

(発達障害のある児童生徒への支援について)

進藤委員

発達障害のある児童生徒に対する支援について昨日も質問させていただきましたが、その答弁の中に、発達障害者のための支援教室を増設したというご答弁がございましたが、それがどのような内容かということをお聞きしたいと思います。

山本新しい学校づくり推進室長

小中学校には特別支援学級を配置しておりますけれども、2つの学級に分けられます。一つは単級として1つの学級を設置して、知的とか、肢体とか、情緒障害とか、そういう学級を1つ独立して、普通学級とは別につくる方式。それは障害の重い子供で、昨日の答弁で申し上げたのは、特に情緒障害にかかわってのご質問でございましたから情緒について申し上げますと、ある程度症状が重い子供さんについては、情緒障害児の特別支援学級を単級で設置し、そこに担任の先生もおられて、常時そこで授業を受ける子供さん。

それに対して、今回、特別支援教育という展開の中で、LD(学習障害)とか、ADHD(注意欠陥多動性障害)といった子供さんを対象にしていこうということになったわけであり、そういった子供さんは、知的にも遅れているわけではない。ただ、読み・書きというような部分のある部分に対応できないという子供さんということですので、単級的ではなくて、通常学級に籍を置きながら、これは文部科学省もこのような考え方の中で指導しているわけですけれども、私どもの県では、通級指導教室を設置しています。

イメージ的には、ある小学校の中に、通級指導教室という教室を設けてお

きます。その学校の普通学級にいる生徒さんで、特別な支援が必要だという方については、週当たり最大8単位、45分授業を8コマくらい、自立活動とか、教科補充の指導をするためにその学級に通う。その小学校、中学校のみでなく、その近隣の小学校、中学校に在籍しているそういった生徒さんも曜日を定めてそこに行くという形で、通級指導教室を設置いたしております。

それが昨日、答弁させていただいた通級指導教室の内容になるわけですが、これも、これは4教室だったものを今回7教室という形で、3教室増設をさせていただいたということでございます。

進藤委員 3教室増やしたということですね。どちらの学校へ増やしたんですか。

山本新しい学校づくり推進室長

7教室の学校名を申しますと、甲府市で伊勢小と南中、甲斐市の竜王小、南アルプスの若草南小、甲州市の塩山南小、都留の谷村第一小、大月の大月東小で、ある程度エリアを分散させまして、センター的な機能を持たせるということで、その7校に設置いたしております。今回新しく増設したところが竜王、若草南、谷村第一であります。

進藤委員 その指導学級へ総数何名くらいの児童、生徒が行っているのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

小学校、中学校合わせまして、75名でございます。中学が6名、小学校が69名ということでございます。

進藤委員 その状態で、対象となる発達障害児や障害の生徒を十分にきめ細かに指導をしていける状況でしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

児童、生徒の情緒障害の対応というのはいろいろ分かれております。その中で、先ほど申したとおり、ある程度重い子供さんについては、情緒障害児学級という形でやっておりますし、知的なものを伴っている方については、知的障害の特別支援学級に入れるという方針もありますし、それぞれの対応に応じてであります。足りているかどうかということに関しては、要望はいろいろな学校からございますけれども、教員の定数の問題とか、全体的なものを考慮しながら、必要なところにセンター的に配置しているというのが今の状況でございます。

進藤委員

各普通学級において、発達障害を持たれている子供さんたちの面倒も見ながら、普通の授業も進めていくということで、非常にご苦労が多いと思うんです。このような支援学級をできるだけつくるためには、結局は教員の定数に関係していくと思うんですが、今、文部科学省のほうでも、生徒に1人1人向き合って指導していくという面から、増員をとというのが話題になっておりますが、できるだけそのような教室、学級数を増やしていただければほんとうにいいと思いますが、見通しはいかがでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

委員もご存じのとおり、今、文部科学省におきまして、教員の増員等について要求しているという状況と聞いております。そういった国の動向等も見定めないとならないと思います。

それと関連しますけれども、答弁させていただいたとおり、補完的な意味合いで、今、通級指導教室に学生支援員という形で、山梨大学、都留文科大学の学生さんを一定時間、週に2時間くらいでありますけれども、そこに入っただくということで、例えば授業中に子供さんが飛び出していくというようなときのために、授業を円滑に進めるための支援員を設置しております。また、これは県ではございませんけれども、市町村が地方交付税制度の中で盛り込まれました支援員制度というものがございまして、こういったものを配置している市町村も多くございます。こういった中で、トータル的に支援していくことが必要であると考えております。ただ、定員の問題につきましては、これは国の動向を見なければならぬと考えております。

進藤委員 大学生の支援員を採用しているというお話を伺ったわけですが、何名くらいいるのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長
小学校4校に15名であります。

進藤委員 その学生さんの仕事に対する手当はどうなっているのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長
これは文部科学省から委嘱されました特別支援教育体制推進事業という全額国庫の委嘱事業がございまして、これはいろいろなことに使えるわけですが、その事業を用いて予算的には全額、国の予算であります。1回の派遣に対しまして500円の謝金を学生さんにお渡ししております。原則として週1回半日程度、1回当たりおおむね4時間ということでお願いしております。

進藤委員 1回が500円というのは安いなと思ってしまったんですが、学生の実習というようなことも兼ねた仕事としてとらえているのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長
これは教員養成課程がある山梨大学と都留文科大学でありますけれども、特に山梨大学におきましては特別支援教育の課程がございまして、そちらの学生さんに声をかけたところ、自分も将来的に教職の道に進むので、障害を持った子供さんも教育したいという学生さんが自発的に、自分のためになるということで、ボランティア的に入っただいているというのが今の状況であります。

進藤委員 実習も兼ねた、ある程度、ボランティア的なものもあるのでしょうか。どのように募集なされたのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長
それぞれの大学に私どもが出向きまして、この制度の趣旨をご説明申し上げたところ、ご理解いただいて自主的にそれに応じていただいた。条件も提示し、これに同意していただいている。ボランティアという言葉が適切かどうかはわかりませんが、半日500円が高いか安いかなというようなことになるわけですが、それが自分の将来のためにも非常に役に立つという中で参加と聞いております。また各大学と協定書を締結しまして、強制ではなく、学生さんの自主的な申し出でやっているようでございます。

進藤委員

若さにあふれ情熱のある学生さんが、発達障害の子供さんたちと一緒に勉強するという姿勢はとてもいいことだと思いますけれども、その4校だけに行っているわけですから、「うちの学校へも欲しい」というような希望はあるでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

この事業は9月1日からいろいろ準備し、まだ発足したばかりでございます。私どもは、全体で40名くらい確保できればと思っております。大学も山梨大学、都留文科大学ばかりでなく、山梨英和大学におきまして心理学等を専攻されている学生さんもいらっしゃいますし、また健康科学大学におきまして、理学療法、作業療法等を学んでおられる学生さんもいらっしゃいますので、今、この2大学につきましても相談をさせていただいている。ただ、その2大学については、まだ準備が整わないために、この9月からの派遣には間に合っておりませんけれども、これからも関係大学にご相談させていただく中で充実を図っていきたいと思っております。

進藤委員

今、発達障害児童の適切な指導を進めていくということが非常に大事なことで、多くの人がかかわらないとなかなかうまくいかないと思います。峡東のほうでも、連携的なモデル事業をなさっているようですが、その成果が大変期待されるわけです。ぜひとも、今のような大学の学生さんともに勉強してもらったりしながら、山梨県内のいろいろな方々が発達障害児のことを理解し、地域に学生ではないけれども大人になった就労をしている子とか、しないで家にいる子とかがいますので、そういう方々へも手を差し伸べていくためには、大勢の人が障害を持たれた子供さんたちとかかわりながら、病気をよく理解していくという意味でも大事なことだと思いますので、これを進めていっていただきたいと希望しまして終わりたいと思います。

鈴木委員長

ほかにございますか。

(僻地教育について)

石井委員

私は僻地教育のことにつきましてお伺いしたいと思います。県内でも10ブロックぐらい、僻地と言われる学校があると思いますけれども、私の地域におきましても小菅・丹波山小、中学校がございます。過日、小菅村におきまして、県下の僻地教育研究大会が行われたんですけれども、そのときに子供たちが大会が始まる前に、太鼓で迎えてくれたんです。これは大菩薩御光太鼓だと思いますけれども、素晴らしい演奏をしていただきました。これは先人が引き継いだ歴史文化を親と子が一体となって教育に取り組んでいる姿を目の当たりに感じたとき、ほんとうに感動させられたわけです。

今、抱えている僻地の教育の問題は、これは教育関係だけでは解決できないものだと思いますけれども、少子化、そして教員の不足。それは村で採用された先生方を、村単で教諭を配置しながら、できるだけ地域に根ざした教育をということで取り組んでいるようですけれども、こういった点につきまして、県としてどのような考えをしていますか。今後、統廃合もできないような地域で、その点についてお伺いしたいと思います。

杉原義務教育課長

まず教員の不足ということですが、これは東部地区交流ということで、地域在住の教員が少ない郡を、昔の言葉で言えば、国中地区から、交流によって人材を確保しているという実情があります。交流により交代で行ってもら

うわけですから、何年かたてば帰ってくるというのが原則で、それは地域の方には申しわけないとは思いますが、やむを得ない措置として、そういう仕組みで人材を確保しております。

また、例えば小規模中学校であれば、教科の数が足りない、教員の数が不足するということが出てくるわけですが、そこについては小規模中学校非常勤講師配置事業によって、専門でない教員が無免許のままやるということが起きないように仕組みをとっております。また小学校におきましては、小規模で子供たちが複式になる部分について、国よりも基準を下げて、県で少ない人数でも複式解消という措置をとっております。それ以下のものについては市町村のほうで手を入れていただくということで、子供たちに教育に支障がないようなことをやっております。

そうしたことが、全国学力学習状況調査にも出ましたが、全国どこでもほとんど教育水準が保たれているということにあらわれていると思うんです。また、地域の伝統文化の継承につきましては、今ご紹介いただいたように、各学校で、それぞれの地域で、小さな学校で大きな実践をとということで、地域の人たちと一体になった学校の教育を進めているということを知っておりますし、私たちも指導主事として、そうしたところに学校訪問をさせていただきながら、指導に、支援に当たっているところであります。

石井委員

ありがとうございます。実は非常勤講師でございますけれども、小菅村でも来年は2名ぐらい必要ではないかというようなお話をされているようですけれども、希望の方が少ない。あるいは、郡内と国中との格差があるような感じを受けているということで、来年度に向けての非常勤講師もなかなか難しいような状況という話も聞いているんです。丹波山村におきましても、現在、村単の教諭を採用しながら、学級を保っているという話でございますけれども、こういった点で、財政も非常に圧迫されているのではないかと思います。これは財政的なことですから、また委員会とは違うかもしれませんが、県のほうからも1つそういう形で今後考えていけるかということもお伺いします。

杉原義務教育課長

人材の確保につきましては、私たちも人材確保が困難な地域を最優先にするように、人事配置を心がけております。また非常勤の確保につきましても、そうしたところは小規模になりますので、小規模校がまず優先ということで、配置をしているところであります。今後も引き続き、そうした努力をしていきます。

(村の教育委員会等への支援について)

石井委員

ぜひよろしく申し上げます。

それともう1点、来年は丹波山村が全国の僻地研究大会の会場に予定されていると思います。それで、小菅村の小学校の校長先生が事務局長ということで取り組まれていくわけですが、こういった大会も非常に大きな負担がかかっていると思いますし、また、校長としての職務もあるわけですから、さらに全国の事務局ということになりますと、それなりの大きな負担があるわけです。

それから、全国大会を成功させるためには、総力を上げて取り組んでいかなければならないのではないかと思います。会場につきましても、この間の台風で体育館の床がどうにもならないということで張りかえをしていただけるような配慮もしていただいているようですけれども、そういった点で、丹波山村の会場に対する何らかの特別な援助は考えられないものでしょう

か。それと、道路も非常に悪いようです。これは道路関係になりますけれども、そういった面も含めて、土木部とも連携をとりながら、成功させていただきたいと思っています。

都築学校施設課長 先日の災害にあいました丹波中の体育館につきましては、現在、文部科学省の査定中ということで、先週、国から査定のために職員が来て見ていただいております。このことにつきましては、助成金をいただく中で年度内には工事が完了するという判断しております。

石井委員 ありがとうございます。県でも僻地教育に大きい力をいただいているところでございますけれども、とにかく統廃合もできないというような位置にありますので、今後も力強いお力を賜りたいと思います。

それから、先ほど、高校教育のことで、樋口委員からいろいろ細かいところまで話が進められましたので、私も十分理解していますけれども、新しい高校づくり研究協議会が平成6年ごろ発足して、答申して、総合学科導入になったわけです。当時、小学区総合選抜制度で全国でもまれに見る成功と聞いておりました。

それで、新しい高校づくりが進められる中で総合学科が導入されまして、城西高校が非常に大きな成果を上げているというお話も聞いております。あと、残る峡東と峡西ブロックですけれども、このよさというものをPRしていただくと同時に、園芸高校についても県の農林業に大きい功績を残しているので、同窓会といったことで慎重を期していると思いますが、そういったものを十分残すということの中で説明していただいて、理解を求めて、1日も早い完成に向けていただければと思っております。

そこで、聞きたいのは1つはこういう点があるんです。全国にも2例ぐらいしかないそうですけれども、上野原高校へ小菅村の中学校を卒業した生徒の送迎バスを運行しているんです。先ほど、道路の話もできましたけれども、雪の日、台風の日、そういう日でも欠かさず上野原高校へ、今、11名と聞いておりますけれども、村で運行しているわけです。こういった教育に対する情熱が村づくりは人づくりということで、村を挙げてそういう形をとっているわけです。

年間でも200万から300万近い経費がかかっているということで、人口1,000人を割っているような状況下の中で、村の負担は、非常に厳しい財政状況になっていると思います。教育の尊さも先に立つわけですけれども、現状から考えると、大変ではないかなと思うときに、県教育委員会の考え方といたしますか、そういったところをお伺いしておきたいと思うんです。

都築学校施設課長 通学のスクールバスの形態ですけれども、私どもは国のほうから補助金をいただいて、小中学校が利用する場合に、市町村が購入バスを国から補助金をいただいて、運営しています。それから、それぞれの市町村がバスを運行しないで、民間のバスを使って通学する場合の補助制度も持ってはいるんですけれども、今、高校へ、市町村でどういう形で行かせているのか、私は知らなかったものですから、今お答えできないので、申しわけありません。どういう形の補助制度があるのか後程、確認いたします。

石井委員 わかりました。小中学校は市町村が大きくかかわることですけれども、高校教育も村が積極的に取り組んでいるわけです。そういったことも含めて、財政上の措置が、少なくとも高校教育に対する考え方として受けとめていただいて、何らかの形でご援助いただけることがあればと思います。よ

るしくどうぞお願いしたいと思います。

(少人数教育の拡充等について)

小越委員

何点かお伺いいたします。まず30人学級についてです。中学1年生に少人数学級の導入ということで、現在の段階で、何校、何クラスが対象でしょうか。30人とか35人とか、多分数が出ていると思うので、何校、何クラスが対象なのか教えてください。

広瀬次長

何校、何クラスということで、幾つかシミュレーションでお答えするしかないんですけども、例えば37人で編成しますと10校、クラス数は、学年1学級もあります、それも含めて言いますと、10クラスです。それから、36人になりますと、17校、17クラスです。35人になりますと、30校、30クラスです。34人になりますと、40校、41クラスです。午前中の義務教育課長の答弁でも申し上げましたように、ある程度の規模でということですので、数字の上で言えば、31から39の間でございますけれども、今申し上げたような範囲のパターンでシミュレーションの計算は行っています。

小越委員

ということは、この範囲の数だと推察いたします。施設の増設というか、教室が増えなければならない、設備の面で増築しなければならない、そういう学校の準備はされているのでしょうか。

広瀬次長

今の該当する学校というのは、その基準で拾って、どの学校が該当するというところで内々にはあるわけですけども、それについて、まだ人数が決まっておられませんから、現場へその話はおろしておられませんので、施設については現状はまだ把握しておられません。

小越委員

となりますと、ほんとうは30人がいいんですけども、今、県教委で考えている最大は34人で、40校、41クラスになりますと、中学生ですので、クラス担任でない先生方と思うんですけども、教員の数は何人必要でしょうか。

広瀬次長

今、委員がおっしゃったとおり、現在、小学校1、2年生に導入している「かがやき30プラン」では、学級が増えるごとに担任が1人増えるのが原則でいいわけなんですけれども、中学校になりますと、教科担任制になりますから、1学級増えたときに、プラス1人でいいのかどうなのかというのは別の考え方が必要になってきます。おそらく1人では足りないはずなんです。だから、1人とあと何人、何人というのは整数ではなくて、端数でいくということですけども、それもいろいろパターンを考えてシミュレーションをしている最中で、現在、何人というのは固まってはいません。

小越委員

となりますと、最大41クラス、50人とか60人とか40人とかいう感じだと思うんですけども、今回も、その前も、補正予算で新規採用は出なかったんですけども、40人くらいの先生方が増えとなりますと、この先生方を新しくどういう方向で増やすのか、新規採用はもう試験が終わってしまったと思うんですけども、どう先生方を確保するのでしょうか。

広瀬次長

例えば具体的に申しますと、大月市、上野原市で、小中の統合が来年度から始まりますので、それによって、いわゆる現場の教師が今ほどは必要がな

くなりますから、そういうことが数字上、カウントができると考えています。それからもう一つは、少人数学級を導入するというのですが、中学生に対しても、今、少人数指導をするための加配の先生がいます。少人数指導をするための加配の先生を、今度、少人数学級にするときには、今のことを前提にして、さらに学級を分けるということは、少人数教育用の二重の加配になってしまいますので、その整理が1回必要だと思っていますから、そういうやりとりを考えています。

なお、先ほど委員がおっしゃったとおり、採用試験は終わっておりますが、最終調整の上では、期間採用の話も多少は出てくると思っております。

小越委員 期間採用というのは1年で再更新になりますので、正規職員ではないんですけれども、そうではなくて、先生方を雇ってもらいたいと思っています。さっきのお話によりますと、加配はなくなるということですか。例えばいじめとか、不登校の加配とかが出ているんですけれども、その先生方を少人数学級に回して加配がなくなるというのは、現場からすると、先生の数が増えないということになってしまうんですけれども、そういうことですか。

広瀬次長 いじめ、不登校の加配ときめ細かな指導を行う加配は別でございますので、いじめ、不登校の加配が減ることはありません。

小越委員 先生方を増やすという立場でぜひやってもらいたいんです。行政改革を見ますと、当初、教員が行政改革で544人減ることになっているんです。多過ぎると私は思うんですけれども、この544人の中身はどういうことなんでしょうか。

広瀬次長 すみません。今、手元に資料がございませんので、その内訳については後ほどご説明させていただきたいと思えます。

(高校の授業料免除について)

小越委員 学校の現場の先生方が544人減るといのはすごい数です。これから、30人学級はぜひとも学年を拡大していただきたいと思っているし、30人学級だけではなく、先ほどもお話が出ていた加配の先生方は、今、子供たちはいろいろな問題を抱えたり、親や地域との関係も含めて、先生方は大変多忙化しています。今までの問題も解決していかないと思いますので、ぜひここは減らすという立場ではなく、増やす立場で。先ほど、国では教員の増も要望しているという答弁もありますので、そこの話がこの行政改革の話と若干変わってきてしまうんです。教育委員会ですから、みずから減らすということではなく、増やすという立場でぜひお願いしたいと思えます。

次にいきます。2点目に、高校の授業料のことです。授業料免除がたしか1,300人を超えて、6.6%で、毎年毎年増えていると思うんですけれども、これはなぜ増えているとお考えでしょうか。

滝田高校教育課長 委員がご指摘のとおり、年次を追うごとに増えております。増加の主な理由は、経済的な生活困窮があろうかと思えます。一方で本制度に対する県民の理解が高まり、せつかく使える制度ならば、遠慮なく子供の教育にこの制度を利用したいという認識が高まっていると考えております。

小越委員 県民の意識が高まってきているのはいいことだと思うんです。周知方法はどのようにされているんでしょうか。

滝田高校教育課長 近年、利用生徒数が増えていることもあって、入学時に全生徒、あるいは生徒でない場合には、入学式のときの保護者説明会で全員に周知してございます。なお、入学前に各学校に問い合わせもございまして、その段階で、各学校で対応してございます。

小越委員 1年生だけではなくて、例えば在校生の手続とかはどうなっていますか。

滝田高校教育課長 1年次の説明もございしますが、2年次、あるいは年次途中でもそういう申し出がございまして、申し出があり次第、それにはすべて対応してございます。

(奨学金について)

小越委員 今、経済的困窮が増えている中で、授業料免除は大きな力だと思っています。周知方法は徹底していただきまして、毎年、皆さんに配る。わからない方もたくさんいらっしゃると思うんです。途中から申請はできないとっていらっしゃる方もいて、そのときから申請すればいいというのも含めて、周知徹底をもっとしてもらいたいと思います。小中の就学援助に比べれば、人数がまだまだ少ないと思うんです。私立に行く方もいるかもしれませんが、就学援助を受けていた方とイコールに近い数であるべきだと思いますので、もっと周知徹底してもらいたいと思います。

それで次に、奨学金について伺います。山梨県で奨学金はたしか4種類あるとホームページで見たんですけども、今、何人の方が奨学金を受けていらっしゃるんですか。専修学校ではなくて、高校生の方をお願いします。

滝田高校教育課長 まず一番大きなものは、みどり奨学会による奨学制度でございまして。これは平成19年度、途中辞退する生徒さんもいらっしゃいますが、現在把握している数字が、1年生から3年生まで合計しまして、637名でございまして。ここには私立高等学校の生徒も入っています。定時制の生徒についてはまた別の奨学金制度でございまして。交通遺児の奨学生もございまして。それも全く別の制度でございまして。

小越委員 637名というのは非常に少ない数だと思うんです。これは全在学生の何%ぐらいになるんですか。

滝田高校教育課長 暗算でまことに申しわけございませんが、3%弱になるかと思っております。

小越委員 先ほどの免除者が1,300人で6.6%、637人ではそのくらいの数字だと思うんです。例えば、授業料免除者1,300人の方は、この奨学金を皆さん、受けていらっしゃるんですか。

滝田高校教育課長 両方、つまり、授業料免除並びに奨学金を受けている生徒さんもございまして、授業料免除のみの生徒さんもいますし、奨学金のみの生徒さんもいます。特殊な例としては、授業料が減免になったので、奨学金を辞退されるといった生徒さんもございまして。

小越委員 先ほど、経済的困窮が広がっていて、授業料免除は県民の理解が広がっていると聞きますけれども、でも、就学援助よりも数が少ないし、奨学金が637人で約3%。授業料免除されている方も全員が受けているわけではな

い、また逆のパターンもあるんですけども、なぜ奨学金を受けないんでしょうか。

滝田高校教育課長 個人的な思いでお答えすることもできませんが、それ以上は必要のない方もいらっしゃるし、いわゆる授業料が免除になった方が、その段階で奨学金を辞退されるということからすれば、あえて両方必要ではない方もいらっしゃるかと思いますので、個々の事例について、どうして両方受けないのかと言われましても、それぞれ両方申請されている方もいらっしゃると思いますので、よろしいでしょうか。

小越委員 奨学金はたしか滞納の金額がすごく増えているというんですけども、それはなぜですか。

滝田高校教育課長 奨学金の返還が若干滞ったり、それから、授業料にも滞納が出てございます。これは数字上、授業料の滞納が表に出るのが年度末の締めた数字でございます。これは月を追うごとに徴収も進んでおりますので、授業料が滞ってしまって、そのまま失効になるとか、そういったものではございません。それぞれ家庭の状況もでございますので、うっかり口座に入っていない。それが年度を越してしまうと、4月、5月、6月と、学校の事務長あるいは教頭、ホームルーム担任等も動員して、授業料の督促もしておりますので、それは暫時減っていつています。ですから、中には若干、口座の管理をうっかりされている方もいるかと思いますが、それは額は増えていつても、徴収していただけるように取り組んでいるところであります。

奨学金の滞納についても、返還していただけるように取り組んでいるところです。通知を出し、あるいは足を運んで、返していただけるようお願いしているところであります。それもやはり年度を追うごとに減っていつてございます。

小越委員 私は、督促をとという意味ではなくて、これは奨学金で、返さなければならぬんですよね。就学援助ではなくて、返さなければならぬ。その後、15年、20年かけて返す。それは、保護者もそうですけれども、若い青年にとってみれば、とても責任を感じるものであるし、今、こういう社会情勢ですから、先のことも不安ということもありまして、返還することが大変で、それで637人なんて、少ないんじゃないですか。私はそう思うんですけども、いかがですか。

滝田高校教育課長 実際に1人1人からそういう調査をしたわけではございませんので、思いで答えるわけにもいきません。借りるときに、確かに返すのが大変だからという気持ちも中にはあると思いますが、熱意を持って、意欲を持って高校生活を送るために奨学金が必要であれば、ぜひ借りていただいて、そして、借りたものは返すというのは私どもとしては当然の考えだと思っておりますので、立派な一社会人となって、制度を維持するためにも、返す努力をしていただく。私どもも協力できるところは協力しているというのが現状でございます。

(支援学校の医療ケア等について)

小越委員 子供たち、とりわけ保護者に見てみると、小中までは就学援助があつて何とかなつた。高校に行きますと、授業料免除も、例えば授業料だけで修学旅行の積立金は入っていませんよね。小中に比べて増える。先日もお話がありましたけれども、通学区域が広くなり、交通費もかかる。そういうことも

含めると、高校に入った途端に、教育費の負担がグンと高くなるのが保護者の思いだと思います。この中で、奨学金が3%というのはあまりに少な過ぎると思うんです。

山梨県のために、高校卒業後、大学卒業後ということであれば、例えば、県独自の一種の奨学金ではありませんけれども、そういうこともつけて、無利子でいくとか、据え置きをもっと長くするとか、そういうふうにして、子供たちの勉学の条件を整えてもらいたいと思っています。とりわけこれから貧困と格差が広がっていく中で、こういう問題が広がっていくのではないかと思いますので、奨学金のこと、それから、授業料の免除の周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、支援学校についてお伺いします。医療的ケアを必要とする子供さんがいる支援学校についてです。幾つかの学校があると思うんですけれども、3校ですか、医療的ケアを必要とする中で、医療スタッフは各学校何人くらい配置されているのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

甲府支援とあけぼの支援が2名、その他が1名、看護師を配置いたしております。

小越委員

そのうち、とりわけ重度のお子さん、訪問教育をされている方が、これはホームページで見たんですけれども、全部で19名とお聞きしました。この生徒さんたちは学校にどのくらい登校していらっしゃるのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

私が把握している数字で申し上げますと、訪問教育自体は、甲府、やまびこ、ふじざくらの3校で17名でございます。そのうち人工呼吸器を装着しております、病院に入院している生徒が4名と承知しております。

小越委員

その人数ではなくて、支援学校、訪問教育ですけれども、ずっとおうちにいるわけじゃなくて、甲府支援学校、やまびこ支援学校それぞれに、学校に行く機会があると思うんです。それは生徒さんたちは学校に何日くらい来ていらっしゃるのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

人工呼吸器装着ではなく、訪問教育全体ということでございますか。

小越委員

はい。

山本新しい学校づくり推進室長

申しわけありません。私、その資料を持ち合わせておりません。当初、人工呼吸器と考えておりました。

小越委員

人工呼吸器のことでおわかりになるようでしたら、そこでお答えください。

山本新しい学校づくり推進室長

現在、人工呼吸器を装着して、訪問教育の対象となっている児童・生徒は、甲府支援学校が6名、ふじざくら支援学校が1名、計7名でございまして、この7名のうち4名は病院に入院中、3名が在宅でございます。

小越委員

その3人の在宅のうち、甲府支援学校のホームページを見ますと、「訪問教育Q & A」で、例えば「学校の行事に参加できるんですか」「はい、参加できる行事には以下のものがあります。入学式、卒業式、始業式、終業式、終了式、学園祭、春のつどいとか。それから、スクーリングも来られる」と書いてあるんですけれども、そのところに3人の生徒さんは通っていらっしゃるのでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

人工呼吸器をつけているということは大変ハイリスクでありますので、そのために訪問教育になっているわけであります。今の状況としましては、甲府支援学校の学校行事に来ていいかどうかという判断は、基本的に学校長の判断になります。学校側としましては、もし人工呼吸器が故障して止まれば、即、その人が生命の危機にさらされるというような判断の中で、これまで学校としては医師の同席が必要ではないかと判断をしておりましたものですから、入学式、卒業式につきましては、これは教育委員会の予算で巡回指導医制度というものがございまして、医師がその行事の際には同席しておりますので出ていただいておりますけれども、それ以外の場合については、医師が同席できない場合については、実際には出てこれないという状況かと承知しております。

小越委員

この問題について、甲府支援学校の保護者の方から県教育委員会のほうに要望書も上がっていると聞いております。訪問のところには、「行ける」と書いてあるんです。医師の判断というんですけれども、医師が同席するというのは、今、小児科の先生、専門の先生が医師不足の中で、同席は不可能に近いと思うんです。在宅で行けるというのは、病院の管理下ではなくても、在宅で生活が可能だとなったから、在宅へ帰したわけで、医師の同意があれば、そして、緊急バックアップする県立中央病院、国立病院もありますので、であれば、スクーリングも行ける、つどいにも、始業式も行けると書いてあるのに、行けないというのは、私は子供たちの勉学の機会を奪っていると思うんですけれども、いかがでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

今のご指摘については、私どもも検討を進めてまいりまして、先月、11月1日に、医療的ケア運営協議会を開催いたしまして、小児神経の専門のドクター、看護関係、学校長を集めた協議会でありますけれども、この場におきまして、人工呼吸器を装着した児童、生徒の学校行事の参加についてのガイドラインについて提案し、協議し、決定をいたしました。その結果、今委員のご指摘のとおりでありますけれども、私どもは3つの条件をクリアすれば、基本的に保護者の同意を得た上で、参加を認めることが望ましいというガイドラインを示しました。

3つの条件と申しますのは、1点は対象児童の体調が安定していること。対象児童の体調がその行事に耐えられるか否かをその生徒の主治医、また学校指導医等の医師の所見、そういったものを聞きなさいと。そこで、医師の「私が同席しなくても大丈夫ですよ」と言うのであれば、それはまず1つ、クリアしましょうと。もう一つは、保護者が同伴していただかなければ、子供さんだけ置いておくというわけにはいきませんので、保護者の同伴が必要である、これが2点目であります。3点目は、呼吸器が故障した場合等の不測の事態に対する対応策、方策が講じられていること。この3つの条件をクリアすれば、各校において、その後のトラブルのもとになりますので、文書

による保護者の同意を求めた上で、参加を求めることが望ましいということ
で示しております。

これに対する専門医の意見も、この考え方でいいと思うと。ただ、生徒の
対応というのはその日によっても非常に違うし、条件が変わるので、一律的
な対応はすべきではないと。その生徒の健康状態を十分に把握して、可能で
あれば、医師が同席しなくてもいいだろうという判断であります。このこと
は学校長にも伝えてございますし、今後ともその方向で学校を指導していく
というつもりでございます。

(新たな高校入試制度等について)

小越委員

ありがとうございます。先ほど、看護師さんが2人ということでしたので、
なるべく子供さんに合わせて、看護師さん、医療スタッフをしっかり整備し
てもらいたいと思います。

最後に、先ほど、高校入試でお話があったんですけども、70%を超す
方が今回の入試でよかったとお話があったんですけども、この数字はどこ
から出ているんですか。

山本新しい学校づくり推進室長

私が申し上げましたのは、この4月に入学をした生徒、保護者に対する意
向調査結果でありまして、「今回の入試制度について、前期・後期制につい
て、あなたは満足していますか」という問いに対して、正確には74%であ
りますけれども、生徒が「大変満足」または「満足した」と肯定的な回答を
しております。そのことであります。

小越委員

公立高校入学時選抜に関する意識調査の調査結果概要、これはよく読みま
すと、前期・後期募集制度の「前期募集についてどう思いますか」というこ
とで、前期募集のことを聞いているんです。今回の高校入試制度そのもの
についての設問ではなく、前期募集についてはどうだったかという質問がず
っと続くんです。前期募集についてどう思うか。よかったか、よくないか、出
願したかどうか。不合格だった場合、どうしたか。ということであれば、前
期募集のことについてですけども、入試制度そのものについての調査とい
うか、アンケートはしていないのではないですか。

山本新しい学校づくり推進室長

私どもの考えとすれば、今回の入試制度は、全県一学区の前期・後期募集
制が一番の柱でありますから、ただ漠然と、今度の入試は満足できましたか、
満足ではなかったですかという、そういう質問では、むしろ聞かれた側の生
徒にとってもアバウトだと思いましたので、そういう設問にさせていただきましたし、
なぜそれがよかったかという理由も問うているわけでありまして。
その理由が、自由に自分の行きたい高校に複数回チャレンジできるからとい
う回答が圧倒的だったということを申し上げておきます。

小越委員

それは全県一学区になって、小学区総合選抜ということは抜きで、それを
前提にした設問ですよ。先ほどの中でいきますと、例えば甲府東高校の募
集定員を40人減らしたとありました。その理由の説明の中に、地域の学校
に行ってもらおうと。地区内からの希望者が少ないからという書き方を、本
会議でもご答弁がありましたけれども、総合選抜をなくすということになり
ますと、どこでも行けるといいますから、地域の学校に行ってもらおう、
そのために東高校よりもほかの学校に行ってもらおうという、そういう論理

は矛盾しませんか。

山本新しい学校づくり推進室長

ご理解いただきたいと思うんですけれども、行きたい高校に行けるということと定員をどのように配置するかということは、ここは一つ、区切らないといけないと思います。生徒が行きたいという高校、希望する高校にどんどん定員を集めてしまって、ほかのところはどんどん減らすということになれば、それでは本県の高校制度自体がゆがんだものになってしまうと。ですから、自分のある程度身近な高校に行ける条件は当然整えた上での全県一学区ということでありますので、ぜひその点をご理解いただきたい。全県一学区になったんだから、生徒の希望が多いんだったら、例えばそこに定員をどんどん増やしていけということでは、本県の高校制度が崩壊してしまうと考えております。

小越委員

甲府東高校は希望者が少ないからそこを減らしたということですが、たしか50%ぐらいだと思います。その前の年は、地区内から東高校はどのぐらいだったんですか。

山本新しい学校づくり推進室長

その前は全県一学区ではありませんで、総合選抜でありますので、大半が旧甲府学区の中と考えていいと思います。

小越委員

総合選抜をやめて、全県一学区にしたからそこに集中して、希望者は今までどおり、地域の中にいると思うんです。それが今までの90%から、今度50%になったというのは、そこからはじき出されていったわけですね。地域の学校でなくなってしまったと。地域の学校をつくろうというのであれば、例えば、地域枠を設けるとかそういうことをしていかないと、甲府にどんどん集中してしまうのではないかと、それを助長してしまうような制度ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

山本新しい学校づくり推進室長

まず東高校を減らしたということの説明をご理解いただいていないかもしれませんが、例えば、東高校に旧甲府学区から100%受験したとすれば、定員を40人減らせば、40人が落ちることになります。40人が全員影響を受けます。ところが、東高校は50%の人が地区から受けるわけですから、その比率どおりに合格者を出したとすれば、甲府学区から影響を受ける人は20人で済むわけです。それは、今、第1進路希望調査の希望者の人たちがそのまま受けた前提とすればです。その40人に、だれが、どこを一番受けるか、100%がもし地区内であれば、100%の40人受ける。50%であれば、20人が受けるわけです。例えば、甲府第一高校は7割です。ということは、4×7、28人となります。

数字のマジックと思われるかもしれませんが、申し上げたいことはそういうことです。40人減らすことによって、一番影響を受けない高校はどこか。学区内の人を受けない高校はどこかと言えば、東高校が一番受ける率が低いわけですから、そこを選んだという説明になります。

小越委員

東高校といっても東高校の問題ではないんです。考え方の問題で、今まで東高校は地区内から子供がたくさん来ていました。だけど、今度、制度が変わって、半分になってしまった。ということは、だんだん地域の学校でなく

なってしまうんです。だから、地域の学校をつくっていかないといけないと思うんです。そうしないと、どんどん甲府に集中してしまうことになってしまっは本末転倒だと思っているんです。先ほどいろいろなお話がありましたけれども、県教育委員会とすれば、地域の学校を育てていこうと、そういう考えがあると認識していいですか。

山本新しい学校づくり推進室長

そのとおりです。地域の学校を魅力ある高校にしていくということと入試制度の改革は表裏一体のものであります。

(教育について)

小越委員

地域の学校をぜひ育ててもらいたいということと、それから、先ほど、中高一貫の話や工業高校の話もあったんですけども、県内から県外の大学に行くお子さんはどのくらいいらっしゃるのか、そして、帰ってくる子供たちの数をつかんでいらっしゃったら教えてもらいたい。

滝田高校教育課長

県内、県外の大学の進学者数はつかんでおります。高校卒業段階での就職者については、およそ90%、県内に就職でございます。ただ、先生ご指摘の、県外の大学へ出て、こちらへ帰ってくるのは何人かというのは、申しわけございませんがつかんでございません。それをあまり追いかけて過ぎると個人情報に触れてしまいまして、最近、同窓会もその辺は非常に気を遣っております。県外、県内の大学の進学者数は後ほどお届けでよろしいでしょうか。

小越委員

はい。県外に行くお子さんもたくさんいらっしゃると思うんです。何年か県外で仕事をして帰ってくるお子さんもいますし、卒業したらストレートにUターンして帰ってくるお子さんもいるかと思うんです。私は教育長、教育委員長にお聞きしたいんですけども、子供たちが外の大学に行く。そこで自分の仕事を見つけて働く、そういうこともあると思うんです。そもそも教育とはどういうものであるべきだとお考えですか。

廣瀬教育長

大変難しい質問でございますが、教育は、言い古されていますが、「知、徳、体」人間をつくるものだと思います。ただ、こういうふうになり少子化になってきておりますので、山梨県に生まれた人間がただ単に外へ出ていってしまうということでは山梨県が減んでしまいますので、山梨に生まれた人間がまた山梨に帰ってきて、しっかり生きる糧を得ながら、生活をしていくということが基本にあるかと思えます。そのために、小中高、それから、大学、あるいは専門学校、こういうところを一貫して人を育てるというシステムをつくって、山梨県に根づいていくような状況がくれたらいいなと思っております。

小越委員

私は外に行かざるを得ないお子さんもいらっしゃると思うんです。そこで自分の道を見出して、開く、あるいは自分の職業観や生き方もあると思うんです。でも、帰ってくるお子さんもいます。それは1人1人の人間としての人格の完成を目指す、先ほど教育長がおっしゃいましたけれども、知、徳ですよね。今、この論議は、教育委員会ですので、そこをもっと目指してもらいたいんです。産業の育成のために人材をどう確保するかというところを教育の中でベースにしていけますと、何か間違っずれていってしまうのではないかと、心配です。時の為政者の考え方一つで教育がぶれるということはないと思うんです。長年培ってきたもの、教育とは何か、人間の教育とは何

かと、そこをしっかりとつかんでいかないと、産業育成をするための教育を目指してもらっては困るなどと思いますので、そこは先ほど教育長がおっしゃいましたので、ぜひそれを肝に銘じておいてもらいたいと思います。

(指導力不足の教職員等について)

白井委員 小中高すべてそうですが、指導力不足で教壇に立てない人の人数、あるいは、疾病等によって長期間職務につけない人がわかったら教えてください。

杉原義務教育課長 義務教育関係だけでお話をさせていただきますと、今、指導力不足で、センターで長期の研修をしている者が1名おります。現場で研修している者が3名おります。病気療養の者は、17名が休職しております。

飯窪福利給与課長 県立学校の場合ですが、平成18年度の実績ですけれども、精神疾患その他を含めた疾病による、この場合は20日以上が養護措置の対象となっておりますのでその数値になりますが、合計で37名でございます。

滝田高校教育課長 高校教育課の段階では、疾病というのは、心の病気とかいろいろ一緒の数字で申しわけありませんが、現在、5名が療養中でございます。そして、指導力不足については1名ということで、その1名については現在休職中でございます。

白井委員 飯窪課長が言った県立学校と、滝田課長のおっしゃっている高校教育課の段階というのはよくわからないんですけど。

滝田高校教育課長 すみません。20日以上ではなく、こちらはいわゆる休職扱いの疾病の数字でございます。

白井委員 それは何名か。

滝田高校教育課長 それが5名でございます。内数ということになります。

白井委員 病気の方はやむを得ないと思います。今伺うと、指導力不足が、義務教育で4名、高校で1名ということですね。指導力不足の定義なんていうと、私もそんなに指導力のある人間ではないから言いにくいけれども、あまりにも少ないと思うんですけど、よく我々は指導力不足ということメディアでも見ますし、私がきのう見た新聞でもいろいろ読みましたけれども、指導力不足の線引きというのはどういうふうにするわけですか。それはちゃんとした定義があるんでしょうね。

杉原義務教育課長 定義といたしましては、「授業が成立しない」、「他との人間関係がつかれない」、「意欲や使命感に欠ける」という3つの要件を考えております。これらの要件に合致する教員がおりました場合に、学校長が県教育委員会と連携して支援指導を行うとともに、必要に応じて、受診を勧めるということがあります。それで改善が見られない場合、市町村教育委員会の意見と報告をもって、県教育委員会のほうで、指導力不足と思われる教員がいると、そういうふうな届け出を受けるわけです。そうしたものについて、今度は諮問委員会がございまして、諮問委員会で審査していただきます。この教員が指導力不足だということになりますと、指導力不足として、私たちは今度はしかるべく長期の研修であったり、センターへ通う研修であったり、現場の研修で

あったり、そうしたものに分けますし、病気の疑いがあるとなれば、受診をして、療養していただくというふうな措置をとっております。

(教育厚生委員会の課題への対応について)

白井委員

たしかきのうの夕刊だと思いましたが、某中央紙に、これは東京の例ですけども、先生方は週40時間以上も残業をしている、そして、まだ家に持ち帰って仕事をしているということで、大変なオーバーワークだと。教員の数は、先ほど来、先生方の数のことを小越議員が盛んに言っておられたけれども、学校はどこでも、山梨でもそうですが、みんな子供の数が少なくなる。先生の数は別に減っているわけではない。どうして残業が何十時間だ、家に持ち帰る、部活なんか指導している先生は土日も休むいとまもないと。確かにきのうの夕刊か何かに載っていました。東京都のことが特に書かれていた。いわゆる先生方の資質とか体力とか疾病とか、そういうことが今、本県の教育界において、大きな問題ではないんですか。

杉原義務教育課長 先生のご指摘のとおり、非常に大きな問題だととらえております。

白井委員

そういう大きな問題は、私どもの質問だけがあっても、教育委員会側からは、今、教育委員会の課題として、こんな物事があってこうだという、例えば、先ほどの特別支援のこと、平成19年度に教育委員会がつくられた特別支援教育の冊子ですけども、これを読んでみると、ともかく一生懸命に特別支援をやっておられるんだなと。また、決して対象の子供たちは多くないけれども、かかわっている先生たちは多いということをしごく感じるんです。だから、教育委員会側もいろいろな悩みを持ったり、いろいろなことがあるけれども、そういうことはあまり私どもに漏らされてこない。こちらが疑問に思うことを質問して、ただそのお答えをいただだけみたいない感じがします。

私はたまたま昨日の新聞を見ただけでも、昨日の今日でしたから、役所にこういうことを尋ねるとまもなく、この場に臨んでしまったんですけども、ともかく昨日の新聞を見ても、先生方にはものすごく過労を強いられているとか、努力を強いられているとか、いろいろなことがあるように思うんです。そして一方では、そのために病気になってしまったとか、あるいは最近、心の病みたいなものもいっぱいあるはずなんです。今聞いてみれば、何千人の本県の教職員の中でそんなに大勢の先生方のように思えませんけれども、ただ、それを我慢して、押して一生懸命頑張っている人もいるのかなと思います。

そういう意味で、果たして教員の定数の問題とか、あるいは、先ほど山本室長が一生懸命答弁しておられたけれども、なかなか大変なことだと思うけれども、例えば高校教育でも県立ばかりが苦労を強いられるのではなくて、私学にしっかりゆだねたりするようなこともあっていいのではないかなとも思います。例えば公私比率の問題一つ考えてもそう思います。

午前中も言いましたけれども、総合学科は、1年間はほとんどみんな同じ、いわば一般教育で、2年、3年になって専門課程に。その人たちが会社の現場に出ていっても、なかなか難しいですよ。ですから、せめて5年ぐらいの高校教育がないと、技術の人たちは、すべてとは言いませんけれども、失礼な言い方をすると、使い物にはならないんだとおっしゃっている雇用主とか企業の経営者もいっぱいいらっしゃるんです。そういう意味で、私は、午前中も、新しい高校づくり、新しい学校づくりということを考えるときに、今私が申し上げているようなことが条件だか何かになって、議論をしているのかな、していないのかなとか、心配になるんです。

ただ、県立高校を何とかしなければいけないということだけではなくて、あるいは園芸高校にしてもそうですけれども、廃校にして云々とかといろいろなことが言われていますけれども、こういう場の議論だけではなくて、皆様のほうのいろいろな悩みやいろいろな実態を我々に漏らして、そして、我々は県民の代弁者ですから、我々といろいろな議論をしていく。ただこちらの問題だけではなくて、皆様もいろいろなことを。委員会というものがそういうものであるかないか、ここに議会の職員がいて、議会というものはかくあるべきというものがあるんだろうから、私もこれ以上言及はしません。

ほんとうに身近にも実は先生方は大勢いるんです。ものすごく悩んでいると訴える人もいます。あるいは、いい意味につけ、悪い意味につけ、大変な厳しい同僚がいるよと、そういうことを訴えてくれる人もいます。そういう意味で、大変なことだと思うんです。こと、教育ですから、一番大切なことで、今、廣瀬先生がおっしゃったように、まさに人間を育てる過程でしょうから大変なことだと思います。

そういう意味で、一生懸命やっていたらわかるんだけど、いろいろな知恵や力や、いろいろな人たちにゆだねていくとか、公だけではなくて、私にゆだねていくとか、あるいはいろいろな人たちの知恵をかりるとか。今、横内知事がやっていることというのはすごいですよ。ともかく東京にも山梨にも、いろいろな人脈を駆使しながら、いろいろな人たちと会って、いろいろな会合で、一生懸命いろいろなことを聞いていらっしゃる。知事は、ある意味では皆様方以上に、例えば職業教育のことをいろいろとインプットされているかもしれません。

そういう意味で、これ以上、私は別に質問として申し上げているわけではないけども、現下の実態というものが、特別支援教育というのはこんな一生懸命やっているのかなんて私は感心しているけれども、まだだめだとおっしゃっている人もいます。見方、立場によれば、そういうこともあるでしょう。そういう意味で、皆様は大切なセクションを担っていらっしゃるわけだから、いろいろと私どもにも教えていただいたり、いろいろな人たちの知恵をかりたり、いろいろな人たちの力をかりたりすることを考えるべきではないかと。こちらとしては説教しているわけでもなんでもないが、新しい学校づくり推進室長も、ある意味で、もっと視野を広めて、いろいろなことを考えていったほうがいいんじゃないかなと。

要は将来、社会人になって、自分の生活や、あるいは社会に貢献する何とかするかという人をつくるための学校教育でしょうから、そういうことを考えると、ほんとうに今のカリキュラムがいいのか。総合学科というのは、何となくわかりにくいんですけれども、ただ総合学科の学校にいる先生に聞いてみても、率直に言いまして、是非をいろいろおっしゃる人がいます。だから、山梨はずっと総合選抜も全国で最後まで維持してきながら、こういうふうに新しい学校づくりのようなことを進めてもおられる。そのことの是非は別としまして、そういう意味で、今、数字を聞いてみて、いや、これだけばかりではないでしょうと。学校を休んでいる人の数字はよくわかります。休んでいるんだから、何人とすぐわかります。だけど、残念ながら、オーバーワークで心の病をお持ちの方とか、あるいは学校の校長先生も気づいていないかもしれないけれども、ほんとうに悩んで苦しんでいる人がいるとか、そういう実態というものをもちろん、皆様は一生懸命調査されていらっしゃるんでしょうけれども、我々が聞く範囲内、例えば失礼な言い方で勘弁してください。指導力不足の人がいっぱいいると聞きます。だけど、今の義務教育課長に聞けば、授業が成立しないなど3つの条件によって判定を下すということですけども、果たしてその3つでいいのかと思う。「では何だ」と

言ったら、あと1つや2つはすぐ言えます。

ほんとうに大変な仕事でしょうけれども、特に一番困るのは、学力低下が盛んに言われているし、英語教育はご存じのとおり全国でワースト幾つだなんて言われています。私は、時には担当の方々にいろいろな提言をしていますけれども、もっといろいろな意見を聞いたりしていくことが大切ではないかなと。橋をつくったり、道路をつくるセクションとは違って、教育委員会の皆様はおそらくこの県庁の中でも一番大変な立場を担っておられると思うんです。先生方のいろいろな議論ももちろんですけども、いろいろな場面でいろいろと外部の知恵や力や提言をしっかりと把握してやってほしいと、教育委員会は頑迷固陋なんて言われないようにやってほしいということを強く望んでおります。

主な質疑等 福祉保健部関係

第127号 平成19年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第19-8号 後期高齢者医療制度の中止・撤廃を求めることの件

意見

小越委員 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願を採択すべきだと思います。一部凍結という見直し案もありますけれども、半年後にはまた、1年後には戻ってしまいます。すべての高齢者から保険料を徴収し、払わないと保険証を出さない、75歳以上の老人だけを別立てにするという、とんでもない、世界にもまれな制度です。高齢者の数が増える、医療費が増えると、自動的に保険料も上がるという仕組みです。しかも、診療内容も、いわゆる丸め方式、包括的払いとなり、十分な診療が受けられないものです。凍結や見直しを求める意見書、請願は、長野県、高知県、和歌山県、また、大津市、名古屋市、盛岡市などでも採択されています。日本医師会もこの全面的見直しを表明しています。暮らしやすさ日本一を求める山梨県政であればこそ、後期高齢者医療制度は中止撤回するこの請願を採択すべきだと思います。

討論

小越委員 先ほども申し上げましたけれども、採択すべきだということをお願いします。

採決 起立採決により、継続審査すべきものと決定した。

請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改革を求めることについて

意見

小越委員 私は採択すべきだと思います。請願の請願趣旨に書かれてあるとおりだと思っております。被爆者の方は、原爆症の被爆者手帳は持っていますが、それだけでは認定されません。ここにもある、わずか1%ということです。多くの被爆者ががんなどに苦しんでおり、認定基準の見直しが必要ならば、被爆者の生活は救われません。政府・与党も、この見直しについてのプロジェクトチームをつくり、安倍前首相も今年中に改善すると表明もしています。改

善するのは、被爆者の実態に沿ったものであり、それは原爆の初期の放射線量だけではなく、いろいろな総合的な見地から、これを認定するべきだと思っています。全国でも国が6回敗訴、続ければ13回敗訴しているそうです。司法的にもこれは基準の見直しをするべきと言われておりますので、ぜひともこれは採択するべきだと思います。東京都や秋田県でも採択され、山梨県内でも、甲府市議会、南アルプス市議会でも採択されたそうです。山梨県政として、被爆者の皆さんの声を受けとめ、国に対して、原爆症認定制度の基準を見直しすること、この請願を採択するべきだと思います。

討論

樋口委員

継続審査を願います。今、小越さんがおっしゃったとおりだと思いますが、議会で、それぞれの会派でもう一度しっかりと意見のすり合わせをするための時間をいただければと。したがって、継続ということで討論を締めたいと思います。お願いします。

採決

起立採決により、継続審査すべきものと決定した。

所管事項

(水質検査の役割分担について)

大沢委員

最初に、水質のことについて伺います。前の9月議会のときに水質について聞いたら、それは森林環境部ということで、所管がわかりません。どこからどこまでを福祉保健部でやるのか、川の水はどのようなのか、水道から出る水が福祉保健部なのか、その辺の区別が私にはわかりませんので、水質検査についての所管を教えてくださいたいです。

水谷衛生薬務課長

水道水にかかわる水質検査の役割分担ですけれども、まず水道の関係では、取水口から給水に至るまでは水道事業の責任者、水道事業を行う者が責任を持つということでございますので、その関係として、取水口以降につきましては福祉保健部の役割分担だと認識しております。河川から流れてくる水につきましては、森林環境部が所管をしているということでございます。

(ペットの排泄物の処理について)

大沢委員

わかりました。河川については森林環境部ということ、取水口から我々が飲んでいところが福祉保健部関係ということですね。

次に、今、あちこちで非常に問題になり、特に農村地帯で非常に困っているのが、犬の糞害です。これは大変な騒ぎです。これも長い間、モラル、モラルと言われて来ているんですけれども、例えば狂犬病の注射か何かの機会にそうしたものを徹底してもらいたい。特にいわゆる住宅周辺の農家の方々が、ほんとうに道もうっかり歩けないということです。ビニールとスコップの小さいのを持って、格好だけはしている、実際糞を持って帰る人を見たことがないと。近くに人がいるときだけは処理していくけれども、そういう状態なので、そのことに何とか対応してほしいというのが皆さんの考えなんです。それについてはどうでしょうか。お答えいただきたいと思います。

水谷衛生薬務課長

飼い犬の糞の後始末による苦情でございますけれども、これも各保健所等

に多く寄せられていることは事実でございます。県では、山梨県動物愛護及び管理に関する条例におきまして、飼い主の責務として、犬の糞の処理について規定しているわけでございます。その中で、これまで各種イベント、あるいは県のホームページ、そういったところで普及啓発活動をやってきております。また、小さいころから適正飼育について知っていただきたいということで、小学生を対象に動物とのふれあい教室などを開催いたしまして、飼い主のマナーについて教育をしてきたところでございます。また、甲府市とか甲斐市とか、幾つかの市で、環境美化に関する条例をつくってございまして、その中で飼い主の糞の適正な処理について定めまして、住民に対し、条例の遵守を訴えているところでございます。

しかし、委員がおっしゃいましたように、一部の飼い主のマナーの悪さから、多くの方々が迷惑や被害を受けているということでございますので、今後、普及啓発の内容や実施方法の見直しを行いまして、市町村や動物愛護団体と連携をいたしまして、より効果的な普及啓発活動に努めていきたいと考えております。

(食品の適正表示について)

大沢委員

それはお願いします。農村地帯の各家が入り口に立て札を立てて、「犬に糞をさせないでください」と、1軒ずつ立っているんです。これを見ると、山梨県はどうなっているのかなという気もしますので、ぜひその辺を取り締まるというか、対応をお願いしたいと思うんです。

最後に、皆さん方が関連質問しやすいように質問させていただきたいのは最近、偽装というか、そのようなことで、食糧のいろいろな問題が出てきております。県内ではあんまり新聞沙汰になりませんのでいいだろうと思っ

水谷衛生薬務課長

全国各地で内部告発等による食品偽装が発生しておりまして、これを受け県では、今年度は特に広域流通食品を監視の重点項目等に置きまして、食品事業者に対し、原材料の取り扱いから製造工程、あるいはその表示についてチェックをさせるようにしてきたわけでございます。一連の騒ぎが大きくなる中でさらに強化するために、各保健所等に対しまして、特に回収した商品の処分の方法とか、あるいは期限切れの商品につきまして、どういう処理をしているのかというようなことを改めて重点的に監視、指導を行いまして、適正な指導をするように通知したところでございます。

これまで本県におきましても、元従業員という方からやはりいろいろな情報が入りまして、それらにつきましては、ただちに保健所のほうで、食品衛生法に基づくものにつきまして調査しております。また、表示につきましては、JAS法等、いろいろな関係の法律がございますので、そういった情報につきましては、関係機関と連携を図りまして、協力し適正な表示に向けての指導をしているところでございます。

大沢委員

食の安全ということですので、ぜひそういうことをお願いいたします。時間が限られておりますので、この辺で私の質問を終わります。

(県立中央病院の看護職員確保について)

石井委員

先の一般質問でも、県立中央病院の経営形態について触れさせていただいたんですけども、実はもう少しお伺いしたいと思っ

ます。答弁では、安全、安心な医療提供をするため、看護師の確保など、病院で迅速な対応が図られるといった観点から、経営形態の見直しの検討を進めていると聞いたわけでございます。こういった経営形態となることに期待をするわけでございます。

一方で、看護師等の確保は、病院のサービス継続をしていくこととなりますので、十分な看護師の確保といった面で、これは待ったなしということだと思いますので、まず、県立中央病院の看護職員が何名いるかということでお尋ねしたいと思います。

福富医務課長

県立中央病院の看護師につきましては、12月1日現在で、正規職員が502名、臨時職員が13名でございます。

石井委員

非常に多くの看護師等を抱える中で、患者さんに適切な医療の提供をしようとするならば、それに合った人数のスタッフが必要と考えますけれども、看護職員の人数はどのような考え方で決めているのか、法的な根拠とか、計算式などがありましたら、説明をいただきたいと思います。

福富医務課長

看護職員の配置の考え方ですけれども、診療報酬は、患者何人に対して看護師を何人配置することによって点数が変わるわけでございます。診療報酬の一定の基準を満たすことができるように、現在、看護師の配置を決定しております。もう少し具体的に申し上げますと、いわゆる10対1という看護師の配置基準がございます。それは1日を通しまして平均しますと、患者さんが10名いらっしゃれば、その10名に対して1人看護師を配置することになります。1人の看護師が24時間働くわけではございませんので、夜勤とか、休日等を配慮いたしますと、10対1をとろうとすると、大体5人の看護師を配置することが必要になります。

そういった基準を踏まえまして、例えば県立中央病院に100名の患者さんが想定されれば、今の基準に合わせて50名配置するというようなことで、病棟ごとにそれは判断して決めております。全体としては10対1が基本でございますけれども、例えば集中治療室といったところはさらに手厚い配置をしております。基本的には診療報酬基準に基づいて、それを満たすような中で効率的な運営ができるように配置をしております。その結果、先ほどの502名ということになるかと思えます。

石井委員

一般質問でも触れたんですが、看護の職場は女性が多い職場でありますので、看護職員のうちで、出産休暇とか、あるいは育児休暇など、実際には勤務のできない職員がいるわけでございます。現状で産休あるいは育休で休んでいる職員はどの程度の人数がいるのか、お伺いします。

福富医務課長

産休育休の取得状況ですが、12月1日現在で、出産休暇が11名、育児休暇が18名、合わせて29名となっております。それから、委員からのご指摘のとおり、その分の代替の状況について少し申し上げさせていただきます。今の29名分の代わりということになりますと、先ほどの502名を採用する場合に、8名分につきましてはその分の余裕を見て採用しております。しかしながら、29名の産休育休が出ておりますので、残り21人をさらに確保していく必要があるわけですね。かわりの臨時職員について、8名は採用できているんですけれども、残りについては、募集をかけても、臨時職員を集めるのがなかなか難しいという状況になっております。その他外来等の勤務の看護師等をうまく配置をしながら、病院運営をしておるといのが現状

でございます。

石井委員

産休、育休で休んでおられるということはよくわかりますけれども、その職員にかわる代替職員が不足しているという話を聞きました。21人も不足しているというお話ですが、年度途中であっても、確保するための努力は必要だと思います。先の知事さんの答弁の中では、年に1回採用があるという話も伺っていますけれども、正規職員と臨時職員の採用について、今後どのような努力をされていくのかお伺いしたいと思います。

福富医務課長

年度途中での補てんとなりますと、今申し上げた臨時職員の採用につきましては、ナースセンター等に募集のお願いをしたりとか、また、実際に県立中央病院で働いている職員の家族、知人等を通じまして、働いていない看護師を探すというようなことによりまして、確保に努めております。しかしながら、なかなか臨時職員だけでは代替を集めることが難しいということです。今、先生からも、年1回の採用というお話をいただきましたけれども、公務員となりますとどうしても採用試験が必要になります。何度も採用試験をするということは非常に難しい部分はあるんですけども、今年度も正規の4月採用とあわせまして、中途採用の試験を一度行いまして、10月からの採用ということで、中途採用も募集をかけております。また、今申し上げましたとおり、今後さらに確保が難しい状況もございますので、できれば今年度中にもう一度二次募集をかけまして、来年度の採用確保に向けてしっかりとした体制を組めるように心がけていきたいと思っております。

石井委員

ぜひ引き続き、医療スタッフの確保にご努力をお願いしたいと思います。十分な人員体制で、県の基幹病院として今後もその役割を果たしていただきたいと思います切に思うわけでございます。また、病院の現場の、迅速で、また柔軟な判断によって、人員配置や、あるいは予算執行が行われる経営形態へ移行するべきではないかなと思うところがございます。早急な経営形態の移行を要望し、質問は終わらせていただきます。今後も頑張ってくださいよろしくお願いいたします。

(発達障害者支援センターについて)

進藤委員

発達障害児の支援について、昨日の質問では教育の面からお話をさせていただきましたが、今日は福祉の面で質問したいと思います。発達障害者のことについていろいろと調べている中で、発達障害者支援センターというものがあるという話を伺ったものですから、センターに電話でお話を伺いました。相談件数が前の年よりまた増えたということも聞きました。

それから、課題とすれば、非常に混み合っていて、電話で申し込んでセンターを訪れるまでに、前から待っている人が何人もいるので、実際に相談を受けてもらえるのが、長い人では1カ月も過ぎてしまうというようにお話を伺って、「あら、それはいけない」と。発達障害者支援法ができてから、ふだんはお行儀が悪いとか、しつけが悪いのではないかと言われていた子供さんたちが、実は多動性とか、学習障害とか、脳に障害があるためだというのがわかったということですので、それを告知されたときには、いろいろな面で保護者の方はすごくショックを受けるようで、1日も早く悩みを聞いてもらいたいという気持ちは強いと思うんです。

そこで、発達障害者支援センターというのはいつ頃つくられて、そして、組織、人員などはどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

山本障害福祉課長 お尋ねのセンターですけれども、平成18年4月10日に山梨県福祉プラザの中に、障害者相談所の内部組織として設置いたしました。スタッフは社会福祉士、あるいは心理士という専門職が中心で、常勤3名、非常勤1名の合計4名で対応しております。法律に基づいて全国で約51カ所に設置されておりますけれども、本県のように直営でやっているのは18カ所だと聞いております。

進藤委員 本県も直営でやっているということですね。

山本障害福祉課長 はい。

進藤委員 このセンターの仕事は具体的にはどのようなことをやっていらっしゃるんですか。

山本障害福祉課長 基本的には、発達障害者やその家族のために、相談支援や、あるいは就労の支援、相談、それから、関係機関等の連絡調整と、市町村、あるいは施設等の団体職員の支援員の研修等を行っております。

進藤委員 内容的にはどんな相談があるんでしょうか。それから、前年度と本年度の相談を申し込んだ数を教えてください。

山本障害福祉課長 相談内容は、一番多いのが教育の問題、あるいは家庭生活、中には健康相談、あるいは進路相談、就労等の関係もございます。一番多いのは教育の問題で、半数近くを占めています。それから、件数ですけれども、平成18年度の実績は1,247件で、今年度は11月までの実績しか出ておりませんが、約9カ月で928件。したがって、月平均で大体100件で、そのうちの約半数が電話相談でございます。ただ、リピーターといいますが、1人の方が何回も相談にみえることが多いということで、実人員では、昨年度は171人となっております。

進藤委員 一番長い方では、どのくらいの期間待たされたんでしょう。

山本障害福祉課長 1人当たりの相談時間が1、2時間必要ですので、電話で申し込みを受けて、実際おいでになる相談日を予約制で扱っておりますけれども、時期にもよりますけれども、一番長いと1ヶ月近く、通常、3、4週間はかかるということでございます。ただ、これも先ほどの総件数約1,200件を割り算しますと、月に約100件、それを勤務日の20日で割ると、1日5件ということですから、集中期がございまして、10月とか11月に市町村等で翌年のいわゆる就学時健診をやるときに、発達が少しおくられているので県のセンターへ相談してみたらいかがですかというようなアドバイスを受けて来ることが多いので、10月と11月、12月も含めて件数が非常に多いです。

進藤委員 相談者の年齢層はどうなっているのでしょうか。

山本障害福祉課長 平成18年度のデータによりますと、6歳までのいわゆる乳幼児が230件、7歳から18歳までのいわゆる児童・生徒が657件、19歳以上の成人が328件と全体の4分の1ぐらいで、不明が32件で、1,247件となっております。

進藤委員

データで見ても、小学生、中学生の教育に関する、それから、子供たちの心の問題も変化が多くなっていく時期に相談が多いと思います。こんなにたくさん相談があるということ、それを待たせているということ。早期発見、早期支援と、そのために支援センターが中心になって、関係機関と連絡をとったりしながら、地域や行政や医療機関などいろいろな関係者が手を結んでできるだけ早く支援を始めていくと、その子供の状態が非常にいい状態に育っていくという話をよく聞きます。

またテレビでも放映されていましたが、かかわっていく人が、例えば発達障害者支援センターとかで、親身になって長く子供とゆっくり会って、目を見ながらにこやかに対応していくことによって、子供がイライラしたりとか、うろうろしたりとか、いろいろな行動を起こしたのが、素直に穏やかになっていくというような、そんな感じもいたします。発達障害者支援センターは、スペースも狭いのでしょうか、もうちょっと相談員がいて、ゆっくり話してやれるようなことがあればいいと思うし、とにかく人的配慮という支援、そういうことをもう少し進めていただかないと、待っている間も非常に悩みが多いと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

山本障害福祉課長

委員がおっしゃるように、早期対応、早期治療が必要ですがけれども、それに関しましては、通常、電話で相談を受けますので、受付段階でその概要を聞いて、早急な対応が必要な場合は、できるだけ早く優先的に面談の時間をとりますし、時間外を含めて対応するように行っております。ただ、発達障害は、いわゆる急性疾患と違いまして、緊急対応というケースは非常にまれだということで、そういうケースは非常に少ないと聞いております。

それから、場所の問題ですがけれども、現在、障害者相談所と共用で、3室の専用の相談室を設けて対応しておりますけれども、空きがないときは、福祉プラザ内の他の施設の会議室等も借りて使っているというのが現状でございます。ただ、福祉プラザの中にありますので、相談室を増築するという、いわゆるハード面での対応が非常に困難な状況ですので、他の入居機関とも相談しながら、効率的な使用を図っていくしかない。ただ、そういうデメリットだけでなく、例えば福祉プラザ内に児童相談所とか、子供メンタルクリニックとか、精神保健福祉センターなど関連の施設が幾つも入っていますので、連絡調整をとる上では非常に便利ですし、また利用者の立場からしても、ワンストップで、福祉プラザに行けばすべて関係機関があるということで、非常にメリットも多いと考えております。

進藤委員

今のお話のように、いろいろな連携をとって支援をしていくという立場からすれば、福祉プラザに入っているということは非常にいいことだと思いますし、部屋も空いているところもあるかもしれない。真心で、できるだけ融通し合っというか、いろいろな機関が協力し合っ、発達障害者の方々が一日も早く支援を受けられるようお願いしまして、終わります。

(支援介護専門員について)

中込委員

私は介護支援専門員のことについて、ご質問いたしたいと思います。今、国は、高齢者介護等については在宅介護にするのか、施設介護をするのかという大きな判断の中で、財政面もあるし、お年寄りの希望等を思えば在宅がいいということで進んでいると思うんです。でも、この制度を定着させ意味あるものにしていくということに問題はないかということを考えてときに、私は前、老人ホームの園長をやっておりましたが、県会議員にならせていただいたときに、あるご家族から、私のいた施設へ電話で「すぐ入れてくれ」

と来るんです。今は順番を待っていて、特別養護老人ホーム等、私がいたところは500人くらい入所待ちで、3年から4年待っている状況。そんなことで、すぐに入れるという理不尽なことはできない。私はそのとき困るわけですが、そこの方に会いに行きますと、施設に入らなくてもよいのではないかという方ばかりです。

何が言いたいかというと、一般の地域の方々は、親たちが介護が必要となったときに、初めてびっくりして、介護に興味を持ち、関心を持って、お願いするのが現状です。だから、在宅重視という国の施策を県の中でやっていく段階においても、在宅の制度を意味あるものにしていくためには、よいアドバイスがきちんとできる、効率的に制度が生きるような人がいるべきだと、それが介護支援専門員、ケアマネジャーだろうと思うんです。でありますから、ケアマネジャーというのはとても重要な地位にあると思っております。そこで質問させていただきたいのですが、現在、山梨県でケアマネジャーは何名おられるのか教えていただきたい。

三枝長寿社会課長 本年の9月30日現在でございますけれども、介護支援専門員として職についていらっしゃる方は、専従の方が558名、兼務の方が712名の合計1,270名でございます。

中込委員 専従の方と兼務の方というのはどういう区別になるのでしょうか。

三枝長寿社会課長 例えば常勤で専従されていないで非常勤の方とか、あるいは常勤ですけども、実際自分が担当してケアプランを立てる方の数がそんなに多くなくて、施設にいらっしゃる介護支援専門員の方であれば、介護職員を兼務したりとか、あるいは生活相談をしたりとかそういった形でございます。

中込委員 課長からの説明を受けると、兼務をやっているのは、施設にいる人もいるし、独立的に居宅介護支援センターでケアマネジャーとしてやっている人もいる、中には、独立して単独で支援センターをやっている、いろいろな方がいるということですが、この人たちの本来の職務はどんなことをやるのか教えていただけますか。

三枝長寿社会課長 介護支援専門員は、先ほど委員がおっしゃられましたように、非常に重要な職務でございまして、平成12年の介護保険の発足当時から、介護保険制度の要と言われております。実際に、介護サービスが必要な方、介護サービスを利用される方の心身の状況とか、ご家族の状況とかを十分把握した上で、サービスを提供する事業者と連携する中で、その方に一番いいサービスを提供するための計画を立てるとというのが主たる業務でございます。

中込委員 今課長がおっしゃられたように重要ですが、私が今聞いただけでも、例えば家族の経済状態、あるいは利用者のお年寄りの状況、すべて総合的にプランを立てるときにその人たちの人生観、「私は母親を絶対家で見ると」「いや、親には世話にならなかったから、施設に入れてしまうんだ」と、いろいろなことがあって、介護支援専門員、ケアマネジャーさんという人は能力によってかなりの差があって、すばらしいケアマネジャーさんもいるし、いろいろなブーイングの出る人がいるのではないかとは思いますが、この辺の現状を課長はどのようにつかまれているのでしょうか。

三枝長寿社会課長 先ほど申し上げた1,270名の介護支援専門員の方の人間性といえます

か、知識といいますが、そういったものについて個別に承知しているわけではございませんが、試験を受けまして、実務研修を修了いたしますと、支援専門員としての資格が得られるわけです。その前提となる、試験を受けるための経験年数とか、資格というのはさまざまございますので、今先生がおっしゃられるように、いろいろな方がいるのではないかと考えております。

中込委員 翻って、重要な使命を持っているケアマネジャーさんの待遇で、ケアプランをつくったとき、1カ月幾らもらえるのか、教えていただけますか。

三枝長寿社会課長 平成17年度に法改正がございまして、それまでは50人、60人、70人と、ひとりでケアプランを立てていたようでございますけれども、それぞれ利用される方の状況、先ほど申し上げましたように、家族の状況などを踏まえた上で適切なサービスを提供する計画を立てるのが仕事でございますので、あまり自分が担当するサービス計画の数が多くなりますと、きちんとした内容のものができないということで、基本的には要介護者が35人、要支援者が4人の合計39人を標準とするとなっております。

中込委員 それぞれで幾ら報酬は入るんですか。

三枝長寿社会課長 収入につきましては県で実態調査等を実施しておりませんので、詳細は把握しておりません。

中込委員 多分、要支援者の単価としては、4,000円、介護1、介護2が1万円、あとは重度になると1万3,000円とされているのですが、今言われたように、私が現場にいたときの感覚では、ご家族の家にガソリンを使って足を運んで一生懸命やっている介護員は、あんまりたくさんの人を持ってないんです。だから、30人くらい持って一生懸命やるというのが、地域の人から言えば「いい介護員」となる。例えば30人を持ったとして、4,000円、1万円、1万3,000円の割合でやった場合、平均1万円としたとき介護報酬は月30万円です。それが単独でやっていた場合は、車のガソリン代とか、パソコンで打ち込むとか、いろいろな経費を引いたときに、ほんとうに少ないんです。

それで、先ほど長寿社会課長がおっしゃられたように、立派な介護に当たる、ご家族やお年寄りのためを考えて、一生懸命、現場に行きやるといよいよケアマネジャーさんであるならば、もっと介護報酬も上げるべきだと私は思うんです。それで、私のところもケアマネジャーさんはいましたけれども、それは施設のデイサービスとかのプラスの面で、そちらに補填しているということで、ケアマネジャーさん自体の使命に対する責任、あるいは、その労力に対して見合った報酬かということ、そうではないと考えているんです。ついこの間も、介護業界における従事者が少なくなっているということで、国もやろうということで、ぜひ県として国に対して要望等をお願いできればと思うんです。

もう1点、要望したいという面で、そういう難しいケアマネジャーさんの資質を上げようと今、どのようにお考えになっているのかを伺います。

三枝長寿社会課長 介護支援専門員にかかわらず介護職員は、国の外郭団体が行いました調査によりますと、全労働者の平均より給与水準が低いということもございまして、本県では、関東地方知事会を通しまして10月に、県単独では11月に、介護報酬体系の見直しにつきまして、国へ要望しております。現実的に

は、国で介護報酬の枠組みをつくっておりますので、本県はじめ、他県、業界からの要望を受けて、今さまざまな検討をしていると聞いております。

介護支援専門員個々の資質を上げるためには、試験に合格した後、最初の実務研修がございます。その後も、経験年数等に応じまして、基礎研修、専門研修、更新研修とさまざまな研修がございます。その中で、知識、技術のための研修は当然でございますけれども、姿勢というようなことで、例えば倫理とかいったものについても研修をしておりますので、こういったことを今後もさらに進めることによって、少しでも介護支援専門員のレベルアップを図っていきたいと考えます。

中込委員

待遇を改善し、ケアマネジャーさんも真剣に地域の人のために頑張っていたと、ということで、市町村等も指導しながら、ぜひ県でその点では対策を打って、よいケアマネジャーをつくっていただきたいと、よろしく願います。以上で質問を終わります。

(小規模ファミリーサポートセンターについて)

樋口委員

行動計画(素案)に、小規模ファミリーサポートセンターの支援ということが載っていました。14年ぐらい前ですけども、5万人以上の市に国の補助を出す中で設置をしていこうということで、自分もちょうどそのころに議員になりましたから、そのことを訴えた経過もあって、それが行動計画(素案)に「小規模」という形で出ていました。ファミリーサポートセンター、小規模ファミリーサポートセンター、その定義を知りたい。

宮島児童家庭課長

ファミリーサポートセンターにつきましては、委員がおっしゃったように、平成6年、当時、労働省でスタートしました。平成13年度に厚生労働省になりましたけれども、地域の子育て支援と考えが変わりまして、子供を持つすべての者に対する支援ということでございます。国の制度上、援助を受けたい会員と援助をしてやれる会員が合わせて100人以上が国の交付金の対象になります。小規模組織につきましては、100人未満について年間限度に補助をしようというものでございます。

樋口委員

当時、5万人以上という甲府市と富士吉田市でしたから、準備を進めて、そこに設置がされています。市町村合併が進めば、対象になる市が増えてくるということで設置を促していたんですけども、現在、2つ(甲府市、富士吉田市)を合わせて、小規模も含めて、どのくらいの設置数でしょう。

宮島児童家庭課長

12月13日現在の数字ですけども、8市町で行っております。

樋口委員

運営形態は、その8市町はすべて直営でしょうか。

宮島児童家庭課長

1カ所、委託がございます。基本的には事業主は市町村で、委託することができることになっていまして、笛吹市につきましてはNPO法人に委託して行っております。

樋口委員

仕事と家庭の両立、あるいは男女共同参画のさまざまな意味で、子育て支援に非常にいい制度だと思っております。今のニーズと申しますか、実態として、子育て支援、あるいは、今言ったようなことに貢献しているかということをお聞かせください。

宮島児童家庭課長 委員のご質問でございますけれども、次の数字で答えに替えたいと思います。平成18年度の数字ですけれども、ファミリーサポートセンターの会員は、山梨県全体で1,515名でございます。そして、平成18年度の数字ですけれども、実際にどのくらい預けたり面倒を見たりとかがあったかという、6,029件でございます。

樋口委員 それをまた増やすということですから、非常に需要があるということだと思いますが、基本的にマッチングですよね。子供の面倒を一時的に見てもらいたい、勤めが終わるまで見てもらいたい、いろいろな理由で見てもらいたいということだと思います。

今、8市町と言いましたけれども、先ほど申し上げましたが、市町村合併が進んで、市は13、全部で28市町村ありますけれども、いい制度ならば、まねようと、あるいは国からの交付金と県が2年間補助してくれるということで、たしか平成17年度からだったと思いますが、もう少しスピーディーに設置ということに何故ならなかったのか、いかがでしょうか。

宮島児童家庭課長 スピーディーな設置につきましては、県もいろいろPRをしているんですけども、そういったことを平成21年度までにどうするのかと市町村に聞きまして、設置したい市町村の予定は伺っております。それによりますと、14市町になっております。その中の3市町につきましては、ファミリーサポートセンターは次世代育成対策推進法上のものですから、市町村の行動計画に載せなければならぬけれども載っていないと。行動計画を変えることによって、県の対象にもなるし、国の対象にもなると。平成21年度で14市町に広がるという数字を持っています。

樋口委員 行動計画を見ますと、「小規模なファミリーサポートセンターを設置、運営する市町村に対して支援します」とあります。設置、運営をうながすというような形で、さらに推進してほしいと思います。市民同士といいですか、行政がマッチングをさせて、その後、行政がかかわらなくても信頼関係ができて、うまく、「子供を預けたい」「時間があるから預かるよ」と、子育てを卒業した経験者がいらっしゃるということでもありますから、その辺のコラボレートというか、お金のかからない、廉価で、共同して子育てを地域で支援する、市町村ですするという、まさに典型になっているんでしょうけれども、さらにそれが進むと思いますから、設置する市町村に対してではなくて、設置をさらに促すというような形で進めていただきたいと思います。どう思いますか。

宮島児童家庭課長 委員のおっしゃるとおりでございます。設置を促して参りたいと思います。14市町といいますと、市が全部で13ですから、ほとんどが市です。初め、人口5万人の規模とおっしゃいましたけれども、ある程度人口がないと、難しいのかなというところもありますから、少なくとも市については促していきたいと考えております。

(健康増進計画について)

樋口委員 よろしくお願ひします。

あと2つ、聞きます。行動計画(素案)の中で、「健やか山梨21」という健康増進計画についてです。「さらに健康づくりに実践でき、県民運動として展開できるように見直しなどを行っていく」と書いてありますが、現行

の内容、あるいは計画期間、そして、見直しについて教えていただきたい。

渡邊健康増進課長 委員がおっしゃいました「健やか山梨21」というのは、病気の予防を目的といたしまして、病気にならないように健康づくりを進めていきたいと思いますという、県の健康増進計画でございます、平成13年に策定をいたしまして、平成22年度までを計画期間とする計画でございます。

今回、見直しを行っているわけでございます。大きな見直しの内容といたしましては、来年度から医療制度改革がスタートするわけでございますけれども、この中で医療費適正化が1つの大きな柱となっているわけでございます。そのために、生活習慣病を予防していきましょうということが大きな中身となっております。生活習慣病を予防していくために、生活習慣病になる前の段階でありますメタボリックシンドロームに着目いたしまして、特定検診、特定保健指導を行っていくというのが1つの眼目であります。今回、「健やか山梨21」を見直しまして、そういった新しい制度が始まりますので、特定健診の実施率、保健指導の実施率、あるいはメタボリックシンドロームの該当者予備群をどれだけ減らしていきましょうという数値目標などを盛り込む形で今、見直しの作業を進めているところでございます。

樋口委員

県政全般にわたって、今、さまざまな計画が今年中、あるいは年が明けて、一定期間を目途につくられていくと思いますが、その見直しの案とか、見直し項目については、私ども議員に、あるいは委員会に、これは平成20年4月から実施しようということでありますから、それまでの間だということとは承知してはいますが、いつごろお示しいただけるのか。

渡邊健康増進課長

「健やか山梨21」につきましては、いろいろな健康づくりの課題がございますけれども、それぞれの分野の専門家にお集まりいただきまして、今、検討会を開催して、ご意見をうかがっているところでございます。いただいたご意見を踏まえまして、今、計画の案を策定中でございますけれども、先ほど、平成22年度までと申し上げたんですけれども、医療制度改革の期間に合わせまして、計画期間を来年の4月から平成24年度まで設定することといたしております。今、案を策定中でございますが、おそらく年明けになるかと思っておりますけれども、パブリックコメントにかけ庁内で意思決定する形になっていくと思っておりますので、パブリックコメントにかけ段階で、議員の皆さんにもご覧いただけるのではないかと考えています。

(ノロウイルスについて)

樋口委員

わかりました。見させていただきたいと思えます。

余談ですけれども、私はアンチエイジングという言葉に非常にひっかかりを持ってまして、アンチ、年をとること、抗加齢というふうに書いてありますけれども、今、もっとそれを受けとめて、楽しく年をとっていこうというような風潮ではないかと思うんです。あるいは、インターネットで見ますと、化粧品の宣伝ばかり出てきまして、ちょっとそぐわないかなと思うんですが、それは私の意見としてお聞きいただき、また感想があれば教えていただきたい。

あともう1点、教えてください。ノロウイルスです。今日も甲州市の老人保健施設で18人が胃腸炎症状ということが新聞に出ていますけれども、ここに老人福祉施設4件、保育園2件、医療施設1件とありましたけれども、今年1年で、どういう件数で、どういう状況か、教えてください。

- 渡邊健康増進課長 ノロウイルスによる集団感染の事例は平成19年で申し上げますと、27件発生しております。患者数で見ますと、842名の方が感染されています。今シーズンに入ってから申し上げますと、7施設で184名の患者さんが発生しております。
- 樋口委員 今年1年、死亡された方はいないと思いますけれども、今までで死亡に至るようなケースはあったのでしょうか。
- 渡邊健康増進課長 県内では昨年、ノロウイルスに感染した患者さんが2名お亡くなりになっております。けれども、これはノロウイルスに感染したことを直接の死亡原因とするのではなくて、もともと病気にかかって体が弱っていたところで感染したことによってお亡くなりになったのではないかと思います。他県では、今年度に入りまして、石川県と千葉県でそれぞれお1人ずつが亡くなっているのと承知しております。
- 樋口委員 新聞を読んだんですけれども、成人はかかっても命に別状はないということで、2、3日たてば、症状がとれて治るということですからけれども、お年寄りや子供は場合によっては命の危険まであるということですからけれども、そういうところにはばかり発症例が出ているわけでありまして。その辺、これを予防といいますか、限りなくゼロに近づけるのは難しいとは思いますが、空気が乾燥するこの寒い時期に、県としてどのような対応をしているのか、あるいは重ねているのかお聞きします。
- 渡邊健康増進課長 ご指摘もございましたように、発生しておりますのは、保育園、幼稚園、あるいは高齢者の入所施設、それと病院でも1件あったわけでございますけれども、そういったところで発生いたしますと、場合によっては、重篤な症状に至ることもあるということで、私どもも大変危惧しております。
- このシーズンに入ってから事例で申し上げますと、食中毒による事例がございませんので、おそらく食品とか調理の段階では予防の措置がとられているのだらうと思っております。ただ、外部で感染をいたしまして、それが施設の中で嘔吐とか、下痢する。そのときにトイレできちんと処理していただければ、それ以上感染は拡大しないのですけれども、居室、食堂でそういった症状が出てしまいますと、その後の汚物の処理がうまくいきませんと、二次感染が起こるといったこととございます。これまで起こった事例はどれも、そういった初発の段階できちんと処理がうまくいかなかったのではないかと考えております。
- 通常ですと、私どもはそれぞれの施設を持ってあります所管課である長寿社会課とか、児童家庭課を通じまして、所管の施設に通知を発するとともに、保健所を通じまして、実際に施設に向いて実地指導を行う、あるいは発生予防のための講習会を開催しているところでございますが、今シーズンに入りまして、特に集団感染が頻発してございましたので、先週の段階で庁内の関係の各課を集めまして、緊急の会議を開催いたしまして、情報共有と、改めて施設に対して、予防の徹底を図るといったことを確認しました。
- また、保健所を通じまして、実地指導や研修会をやっていることを先ほど申し上げましたけれども、それが早い段階で行われているところもありますので、この時期に改めて、全県下を対象といたしまして、来週、長寿社会課と児童家庭課とが連携いたしまして、保育園、幼稚園、高齢者の施設を対象に研修会を開催することといたしております。

樋口委員 それが20日の緊急研修会ということですね。

渡邊健康増進課長 はい。

樋口委員 わかりました。発生した場所等々に対してペナルティーもありませんから非常に難しいんですけれども、今おっしゃったように、かなり早い時期、秋口に研修をして、本番になってこういうことではありますが、今度の20日の緊急研修会で重要性をアピールしていただきたいと思います。逆に、あまりにも出ますと、大した症状ではないというように、「またか。またノロウイルスか。では大丈夫だ」ととらえられかねませんから、特に発生しているところは、お年寄り、高齢者の施設、子供たち、あるいは病院関係というところですので、20日にまた集めて研修するようでありますから、徹底を図って、こういう症状が出ないことを望んで、質問を終わります。

(低所得者に対する灯油代の援助について)

小越委員 最初に、原油高騰にかかわる灯油代の問題です。昨日もご答弁がありましたけれども、とりわけ低所得の方、生活保護の方、高齢者の方々は灯油の値上がりが大変心配されるところです。全国的には、福祉灯油という制度も各地で始まっているんですけれども、山梨県として、低所得の方々への灯油代の援助を考えていらっしゃるのでしょうか。

広瀬福祉保健総務課長

昨日の答弁にもありましたように、国で原油価格の高騰に伴う基本的な方針を出したんですが、今日、厚生労働省社会援護局から、原油価格の高騰に伴う生活福祉資金の活用についてということで文書が来ました。その内容は、低所得者、障害者、高齢者、こういう方々に資金を貸して、この方々の経済的な自立とか、生活意欲の助長を促進して、社会参加の促進を図るという目的でできている制度でございます。この制度の中に特別に福祉費という項目があるんですが、この中に、低所得者等の日常生活上一時的に必要な特別資金として、冬季期間の暖房用燃料の一括購入にも貸すことができるという制度がございます。先ほどの厚生労働省社会援護局から、これらを有効に活用してもらおうように徹底をしてくださいという通知が来ましたので、これを受けまして、市町村とか、社会福祉協議会に通知する予定でありますが、直接の支援、援助は、こういう制度がございますので、まずこれを使っていたきたいということで考えております。

(国民健康保険証について)

小越委員 福祉資金となりますと、貸し付けですから、返すんですよね。低所得の方は貸してもらって、返すあてがどうかというところが1つと、それから、すぐ使えるのかと、保証人の問題とか、いろいろ手続がありますよね。これから寒くなっていく時期に、まただんだん値上がりが続いていますので、その差額の方だけでも何とかしてもらわないと、灯油が買えなくなってしまうというのは大変不安ですので、この生活福祉資金はもちろん活用してもらいましょうけれども、それ以外に、県としての対策をぜひとってもらいたいと思います。要望しておきます。

2つ目に、国民健康保険証のことについてお伺いします。昨日、短期保険証のところ、「一律には交付をしているわけではない。特別の事情については」という下りがあったんですけれども、特別の事情というのは、具体的にはどういう場合を指すのでしょうか。

杉田国保援護課長 疾病とか、災害とかが特別な事情になるわけですがけれども、私どもが市町村から聞いている範囲におきましては、世帯主が災害を受けたり盗難に遭い財産を失ったケースとか、それから、世帯主や生計を一にする親族が病気にかかったり、負傷したケース、さらに、乳幼児や高齢者がいる世帯については、配慮をしている例もあるということで聞いております。

小越委員 例えば、南アルプス市は1カ月とか1週間という保険証が出ています。お伺いしたら、保険証が欲しいんだけど、保険料が払えない、短期保険証が来た。1カ月たったけど、お金を持っていかないと、次の短期保険証がもらえない。ずっと我慢をしていたが受診ができなくて大変な事態になり、即、入院ということもあります。1週間というのは、とにかく病院に行かなければならないから、何とか保険証をくれ、お金を払って、1週間だけくれと、その後どうするかです。疾病というところでは、例えば先ほど、世帯主の方が病気などありましたけれども、そういうことでありますと、難病の患者さん、透析の患者さん、在宅酸素の患者さん、そういう方々は毎回、定期的に病院に行って、透析は週に2日とか3日行かないと、命がなくなってしまう。そういう方には、短期保険証でなく、普通の保険証を出すという理解でよろしいですか。

杉田国保援護課長 短期保険証につきましては、国民健康保険料を滞納している被保険者に、国民健康保険法により、市町村が交付できることとされておりますので、交付については市町村の判断にゆだねられております。

小越委員 昨日の答弁でも、先ほどの答弁でも、「特別の事情の」と言っておられましたよね。特別の事情というのは疾病が入るといっているのであれば、今お話しした、例えば透析とか難病、在宅酸素、それから、定期的に病院にかかっている方は特別の事情に入るとい判断でいいですか。

杉田国保援護課長 それにつきましても市町村で判断することになっております。

小越委員 昨日の答弁は、「一律に交付しない。そういうふうに指導する」というふうにあったはずですがけれども、それを市町村に転嫁するだけけれども、市町村に対して、特別の事情の場合には交付しないというのを県が指導を徹底すべきだと思うんです。例えばこういう病気の方、ぜんそくを持っている子供さんが、ほんとうは病院に行きたいけれども、保険証がないから病院に行けない。先ほど、特別の事情で、子供を除くと言いましたよね。であれば、働いている人はいいというわけではないですがけれども、とりわけ病気の方は、保険証がなかったら、病院に行けないんです。1週間の保険証で、どうやって次に行くかという話です。そういう方々は疾病ということであれば、特別な事情ということに関して、そこはとりわけ市町村で事情を聞いて、1週間、1カ月の保険証でなく、もっと長い時間の保険証を出すという指導をするべきではありませんか。

杉田国保援護課長 昨日の答弁にもありましたが、県としましては、滞納者に一律に交付することなく、災害や疾病などの特別な事情があれば、その事情を把握した上で対処するよう、市町村に助言しておりますので、あとは市町村の判断によるということになります。

(健康診査について)

小越委員

市町村に対して、今、そういうお話があったということをきっちりとお伝えしていただきたいと思います。特別の事情のときには、それは話し合いの中で、1週間でなく、1カ月、3カ月の保険証になるということもぜひ徹底してもらいたいと思います。

2つ目、健診の話です。今度、後期高齢者の場合は75歳以上の健診が努力義務とされたんですけれども、県内の場合はこの75歳以上の健診はどうなるのでしょうか。

杉田国保援護課長

後期高齢者を対象としました健康診査等につきましては、平成20年度からは、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、後期高齢者医療広域連合の努力義務とされました。これまで老人保健法で実施をしてきた経緯もありますので、これを踏まえ、本県の後期高齢者医療広域連合や市町村においても、引き続き実施する方向で検討が進められていると聞いております。

小越委員

それですと、75歳以上の方も引き続き健診が受けられると認識させていただきます。例えば今まで国民健康保険に入っていた方は、75歳以上の方でも国民健康保険ですから、国民健康保険の人間ドックが受けられたんですけれども、今度そこから抜けますので、この人間ドックが受けられなくなるんです。努力義務ではなくて、全員するようお願いしたいんです。

もう一つ、40歳から74歳の方々は今度、目標が70%ですけれども、健診を受けるようになってきていると思います。そうしますと、これは例えば国民健康保険料の値上げとかに結びつくのでしょうか。

杉田国保援護課長

40歳から74歳までにつきましては、特定健診、特定保健指導が義務づけられましたが、これは保健指導の中で行いますので、国民健康保険料にはね返るのか、別立てでやるのか、その辺については各町村によるものと思われます。

(療養病床と医療費適正化計画について)

小越委員

今までも高いんですけれども、これが国民健康保険料の値上げにつながっては困ると思いますので、そこは実際の各市町村の国民健康保健の会計も見ていただいて、必要であれば、今までのように、例えば68、69歳、波及効果分を出したりだの、それも考えてもらいたいと思います。

次に行きますけれども、療養病床と医療費適正化計画についてです。先ほどもお話がありましたけれども、来年4月から医療費適正化に伴う計画が始まることになっていますけれども、40歳から74歳の健診、療養病床の削減、平均在院日数の問題が出ていると思うんです。そこで、療養病床についてお伺いします。全国的には35万床を15万床にするというお話があるんですけれども、現在、山梨県の療養病床は幾つあるのでしょうか。

福富医務課長

平成18年10月時点で、今回の医療費適正化計画の対象となる病床ということでは、2,015床でございます。

小越委員

このうち、療養病床ではなく、介護保険の施設に移ったらどうか、移りたいという方、介護保険に移ると言っている方はどのくらいあるのでしょうか。

福富医務課長

現在、策定に向けましてヒアリング等を実施しておりますけれども、最終的にどれだけが転換を進めていくかということについては、数字としては

固めてはおりません。

小越委員

たしか8月に、全国的に療養病床のアンケートをとっているはずですが、介護保険の施設に移る予定ですか、それとも、療養病床に残りますかというアンケートをしていると思うんですけども、今までの6月、9月の議会で聞きますと、そのアンケートの結果を最大限尊重するというお話だったんですけども、そのアンケートの結果はどうなっているのでしょうか。

福富医務課長

医療費適正化計画をつくるのに当たりまして、療養病床の目標数をどう設定していくか、そのときに各施設の意向をどう反映していくかということになると思います。現在、医療費適正化計画の策定につきましては、別途、医療計画を策定するに当たり検討委員会を設けておりまして、この作業部会を順次開催しております。その4回目に医療費適正化計画についてもご意見をいただいて、その際に、どういった考え方で目標数を設定していくかということについてご意見をいただきながら決めていきたいと思っております。それが、来週ということになっております。そして、その考えを踏まえる中で、各団体の意向等もどう反映していくかということも案として決めていきたいと考えています。

小越委員

アンケートのことを聞いているんです。新聞を見ても出ていませんけれども、アンケートはまだ結果が公表されていないですけれども、先ほどの検討委員会の中で目標数を決めていくということによろしいんですか。それはアンケートのことを最大限尊重するということですか。

福富医務課長

厚生労働省の指針におきまして、いつの時点のアンケートを活用するか、もう少し言いますと、現段階で、案として出されているものは、その前の平成18年の段階を踏まえて、策定してはどうかということでご意見をいただいています。県としてどうしていくかにつきましては、今申し上げましたような検討部会の中でご意見をいただいて、どのアンケート、もしくは、各団体の今の時点での意向をどう反映していくかというのはこれから検討をさらにしていかなければいけないと考えています。

小越委員

となりますと、療養病床の病床数の具体的な計算式が出ているはずですよ。このままでいきますと、現在の療養病床が何床あって、それから転換、削減する見込み、それはすなわち医療区分1と医療区分2の数、それから、医療区分3と医療区分2の7割と計算式があるんですけども、この計算式に当てはめると、山梨県では2,015床が何床になるのでしょうか。

福富医務課長

計算式の中でも、地域の実情に応じて算定をしていくという、考慮する部分がございます。したがって、現時点で、この数字が目標数というのは、まさに委員のご指摘のとおり、そういった意向等も踏まえながら設定していかなければいけないので、数字として、目標数をお示しすることはできない状況です。

小越委員

計算式では出てこないのでしょうか。

福富医務課長

単純に、厚生労働省が示しているところの数字だけをお示しいたします。まず、現状の数、医療療養病床が1,731床ございます。それから、療養病床から転換、または削減する見込みの数が938床となっております。一

方で、介護療養病床から医療療養病床へ転換する見込みの数が44床です。これが、今ご指摘の数式に当てはめる数字は以上でございます。

小越委員 そうすると、幾つになるのでしょうか。

福富医務課長 したがいまして、数値目標はそれにプラスアルファ、地域の事情等に応じて算定する必要がありますので、目標数は今の時点でお示しすることはできません。

小越委員 1,731床、引く938床、足す44床という、この計算式でいくと、すぐ計算できないんですけれども、1,000ちょっとくらいと思うんです。そこに、介護保険に移り、それから、県独自のプラスアルファの部分を加味するということになるので、この数ではないと思うんですけれども、今までの、例えば医療区分1の方々は、病院がやればいいんですけれども、収入が入ってきませんので、医療区分1の方はほとんどはじき出されるようになってしまうかと思うんです。そうしますと、どこに行くかということになります。介護保険で受けてくれるのか、特別養護老人ホームは一杯で待機者が待っていますので入れない。となりますと、医療費適正計画の中でも、待機者というか、はみ出してしまう方がたくさん出てくると思うんです。特別養護老人ホームも待機者が一杯待っていますけれども、それに対しての県としての対応策はどう考えていますか。

三枝長寿社会課長 今のご質問にありました、医療病床が仮に削減された場合に、そこにいらっしゃる方、入院されている方がどうなるかということでございます。来年度、介護保険事業支援計画を私どもの課で策定していきますけれども、その中で、通常でしたら施設の関係につきましては、3カ年のうちに計画的に整備してやりますけれども、医療療養病床からの転換につきましては、その枠外で整備をしていくこととなります。ただ、どういう形で、支援計画の中に記載といたしますか、盛り込んでいくかにつきましては、まだ厚生労働省のほうから指針が示されておりませんので、その辺についてはまだはっきりわかりませんが、いずれ転換分については、計画の枠外で実施をしていく、整備をしていくということでございます。

小越委員 計画の枠外ということになりますと、今までの待機者とはまた別の枠外でやるということですよ。そうすると、今まで以上にたくさん待っていらっしゃる方が出てくるかもしれません。今、特別養護老人ホームの待機者も、療養病床を待っている方もいらっしゃる、ダブルがあるかもしれませんけれども、その方々に対して、例えば地域密着型サービスをもっと充実するとかそういうことをもっと幅広くやっていただかないと、在宅に戻っても十分なサービスが受けられないという方がたくさん出てくると思うので、そのことをぜひ検討してもらいたいと思うんですけれども、そこだけお願いいたします。

三枝長寿社会課長 現に今、療養病床にいらっしゃる方が仮にその病床が廃止されることによって、どこかに行かなければいけないという場合には、それは先ほども申し上げましたように、施設整備の計画の枠外、いわゆる転換分として独自に、その方の状況等によって、施設がいいのか、在宅がいいのか等々を踏まえまして、サービスを提供していくこととなります。今委員がおっしゃったように、例えば特別養護老人ホームへの入所を待っていらっしゃる方がさらに増

えるとか、そういったこととは直接的な関係はございません。

小越委員

特別養護老人ホームとまた別だということはわかるんですけども、そういう方々、待っていらっしゃる方とか、別に出るわけではないと言いますけれども、病院からすると、医療区分1の方々は、収入が少なくなれば、来てもらっては困るとなりますよね。そうすると、どこに行くかということになりますので、在宅のサービスをどうするのか、地域の中でどうするか、そこをしっかりと考えていただかないと困るということを言っているのです。

三枝長寿社会課長

その方の状態によりまして、施設のサービスを受けるのが適切なのか、あるいは在宅のサービスを受けるのが適切なのか、それは個々の入院患者さんの状態によりますけれども、いずれにせよ、退院される方が適切なサービスを受けられるように努めていきたいと考えております。

その他

- ・委員会報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件調査の日時・場所の決定は委員長に委任され、県内調査は来る1月25日に実施することとし、詳細については、後日、通知することとされた。
- ・11月5日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

教育厚生委員長 鈴木 幹夫